

# 令和7年第5回野辺地町議会

## 定例会会議録

招集年月日 令和7年12月3日(水)

招集場所 野辺地町議会議場

開会(開議) 令和7年12月4日(木)午前9時30分

### 出席議員(11名)

1番	横 浜 睦 成	2番	高 沢 陽 子
3番	木 戸 忠 勝	4番	村 中 玲 子
6番	戸 澤 栄	7番	古 林 輝 信
8番	中 谷 謙 一	9番	野 坂 充
10番	大 湊 敏 行	11番	赤 垣 義 憲
12番	岡 山 義 廣		

### 欠席議員(1名)

5番 五十嵐 勝 弘

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	長 根 一 彦
総 務 課 長	長	高 山 幸 人
企 画 財 政 課 長	長	西 舘 峰 夫
防 災 管 財 課 長	長	木 明 裕 二
産 業 振 興 課 長	長	上 野 義 孝
町 民 課 長	長	富 吉 卓 弥

介護・福祉課長	飯田貴子
健康づくり課長	木明修
建設水道課長	五十嵐洋介
建設水道課調整監	古林輝樹
学校教育課長	飯田満
兼学校給食共同調理場所長	
学校教育課指導室長	濱田健太郎
社会教育・スポーツ課長	玉山順一
中央公民館長兼図書館長	二木智徳
兼歴史民俗資料館長	
代表監査委員	駒井広
総務課主幹	四戸俊彰
総務課主幹	木村卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中利実
議会事務局主幹	濱中太一

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

- 1、村 中 玲 子 議員
- 2、木 戸 忠 勝 議員
- 3、赤 垣 義 憲 議員
- 4、大 湊 敏 行 議員
- 5、中 谷 謙 一 議員



---

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。本日の会議を開きます。

本日は、五十嵐議員から欠席届を受理しております。

（午前 9時30分）

---

◎一般質問

○議長（岡山義廣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。登壇の順序は、別紙のとおり決定しております。

なお、改めてお伝えします。1議員の一般質問の規定時間は、質問から最終答弁まで60分以内です。時間の計時は、議場のモニターで行います。残り時間がゼロになった時点で時間終了です。残り時間が5分を切るとブザーが鳴ります。規定時間内に終了できるよう、ご配慮願います。

一般質問を終了するときは、その旨の宣告をお願いします。

それでは、一般質問を行います。

4番、村中玲子君の登壇を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） おはようございます。4番、村中玲子です。議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1番目に、時代の変化に対応した墓地・供養の在り方について質問いたします。近年、自分の代でお墓を終わりにしたい、子供に負担をかけたくないという声を多く耳にするようになってきます。少子化や核家族化の進行により、これまでのような家単位のお墓を維持することが難しくなっており、その背景にはお墓に対する価値観の変化があります。永代供養墓や樹木葬、納骨堂、散骨といった個人の生き方やライフスタイルに合わせた新しい供養の形を選ぶ人が増えており、こうした選択肢はあるが、どこに相談してよいか分からないという声も寄せられています。お墓のことは、個人や家の問題のように見えますが、今やこれは地域全体の課題でもあるのではないのでしょうか。お墓を継ぐ人がいなくなれば、やがて無縁墓が増え、墓地の荒廃や景観の問題にもつながります。後の人に迷惑をかけたくないと思う住民の思いに、町としてどう寄り添うのかが問われています。

そこで、伺います。既存の公有地や寺院の敷地の一角を合同供養区画として整備するなど、時代に合った仕組みづくりはできないか見解を伺います。

2番目に、生活の利便性を高めるためのシェアリングエコノミー事業の推進について質問いたします。新しい共助の仕組みとして、IT技術の発展を背景に、企業や個人が関与者となる共有経済、

シェアリングエコノミーが急速に伸びています。共有経済とは、インターネットを介して、個人が持つ場所、物、スキルなどの遊休資産を必要とする人に貸し借りできる新しい形です。貸手は、遊休資産を活用して収入を得られ、借手は所有せずに安価に利用できるというメリットがあります。政府も、地域版シェアリングエコノミー推進事業を通じて、自治体と民間の連携を支援しており、全国各地で実証が進んでいます。こうした仕組みは、日常生活の利便性を高めるだけでなく、災害時にも非常に有効です。

例えば北海道余市町では、備蓄食料を単なる長期保存用としてではなく、平常時は物資を小売業者が保管して、在庫として運用する一方で、災害時には自治体へ返還するランニングストック方式を採用した結果、備蓄に関する賞味期限の問題や保管場所の確保、管理業務の負担といった課題の解決につながっているといいます。

当町においても、こうしたシェアリングエコノミーの仕組みを、防災、生活利便の両面で生かせるのではないかと考えますが、見解を伺います。

3番目に、子供の学び方の改善と教員の負担を軽減する40分授業午前5時間制について質問いたします。日本の教育は、1980年代のゆとり教育から始まり、詰め込み教育の反省として個性重視や体験学習を推進してきました。2002年の完全学校週5日制導入時には、授業時数の縮減が課題となり、これに対応する形で、東京都目黒区が2002年度に中目黒小学校で40分授業午前5時間制を全国に先駆けて開始しました。この制度は、1単位時間を5分短縮し、午前中に5こまの授業を実施することで、総授業時数を維持しつつ、柔軟な時間配分を実現します。2019年度からは文部科学省の研究開発学校指定を受け、目黒区の多くで本格化し、令和5年度には区内22校中17校が実施し、令和7年度には全校導入予定です。

この背景には、2008年の学習指導要領改訂による授業時数の増加や、2020年度の新指導要領でのアクティブラーニング、主体的・対話的で深い学びの推進があります。ゆとり教育の生きる力育成から脱ゆとりへの移行で、知識習得と活用のバランスが重視される中、この制度は午前を学びの時間、午後を活動の時間と位置づけ、プログラミング教育や英語授業の導入に伴う教員負担増大に対処しています。当町においても少子化による学校統合や教員不足の現状を考慮し、効果的な編成が必要と考えます。

そこで、1点目に、教員の働き方の現状について。

2点目に、午前5時間授業の取組導入について見解を伺います。

最後に、英語教育の充実について質問いたします。世界で最も話者の多い言語は英語であり、インターネット上で最も使用されている言語も英語です。他国の人々と交流するには、聞く、読む、話す、書くといった英語4技能をバランスよく育成することが不可欠です。将来子供たちが世界の人々と手と手を携えて、よりよい社会を構築していくためには、語学力が大変重要な要素でありま

す。

今まさに英語教育の改革は急務だと考えます。世帯収入と子供の将来の英語力には相対関係があることが、様々な研究により学術的にも実証されており、子供の英語力格差には将来の年収格差に直結していることが指摘されています。塾や英会話教室に通うことができる生徒とそうでない生徒との間に格差が生じることも懸念されます。教育基本法第4条では、全ての国民はひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならないと定められています。よって、公立学校においては、親の収入格差が子供の学力格差につながらないように、教育的な手だてを講じる必要があります。

現在複数の大手教育関連企業では、オンライン英会話システムを開発し、生徒1人1台のタブレット端末を活用して、ネイティブスピーカーと会話を行う時間の創出に取り組んでいます。オンライン英会話とは、主にフィリピンなどの英語圏に在住する講師とインターネットでつながり、タブレットを通じて、マン・ツー・マンまたはペアで英会話を行う遠隔授業のことです。ALTが出勤できない日など、代替手段として導入することで、授業の補完や、児童生徒の話す、聞く能力の開発にも効果があり、教員の支援にもつながります。子供たちが世界とつながる第一歩として、オンライン英会話の導入は非常に有効な手段だと思います。学びの機会を広げるオンライン英会話について、町としての見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 村中議員のご質問にお答えします。

1点目の時代の変化に対応した墓地・供養の在り方についてであります。議員ご指摘のとおり、近年はお墓についての考え方が多様化しているとともに、管理する人のいないお墓が増えてきていると伺っております。今年の6月から7月にかけて、町内の寺院に状況をお尋ねしたところ、ほとんどの寺院において、お墓の管理に不安を抱える方に対して、墓じまいと併せて寺院内での永代供養をお勧めしているとのことでありました。

また、お墓や先祖供養、檀家の考え方は、宗派や地域等によって様々であります。当町の各寺院では墓じまいをされた檀家のために永代供養を行っており、随時ご相談を受け付けていると伺っております。あわせて、菩提寺のない方についても、経費面を含め、各寺院でご相談に応じているとのことでありました。

今後につきましても、各寺院において、お墓や永代供養など、希望に添った形で供養を続けていただくことが望ましいものと考えております。

こうした中、先祖代々の墓のことやご自身が亡くなった後のことについて不安を抱えている方のために、町では9月から介護・福祉課に終活相談窓口を設置いたしました。終活相談は、誰もが安

心して老後を過ごし、自らの希望に添って最期を迎えることができるよう、町の行政サービスの一環として開始したものであります。葬儀やお墓のこと、遺品整理や財産のことなど、幅広いご相談を受け付け、寺院や葬儀業者等の関連団体、その他の関係機関へ適切におつなぎしております。ぜひ多くの方にご利用いただきたいと思っております。

このように高齢化が進む当町といたしましても、関係機関のご協力をいただきながら、終活相談の実施をはじめ、安心して人生の最期を迎えるための支援を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、2点目の生活の利便性を高めるためのシェアリングエコノミー事業の推進についてお答えします。シェアリングエコノミーは、議員ご案内のとおり、ITの普及、高度化に伴い、空き部屋や会議室、駐車スペースのほか、衣類のシェア、家事代行、育児代行、さらにはイラスト作成のマッチングなど、多様な分野で登場しつつあります。これらの仕組みは、一億総活躍社会の実現や地方創生の寄与など、超少子高齢化社会を迎える我が国の諸課題の解決に資する可能性があるものとされております。既存の業界への影響や法的規制の問題などあるようですが、まずは情報を幅広く収集し整理してから検討してまいりたいと考えております。

次に、議員ご提案の備蓄食料におけるランニングストック方式を採用してはどうかについてお答えします。まず、当町の備蓄食料であります、アルファ米等が1,866食、飲料水が1,032リットル、ミルクスティックが800本等を備蓄しているところであります。また、株式会社マエダ様と災害時における物資の供給に関する協定書を締結し、さらにみちのくコカ・コーラボトリング株式会社様と災害時における飲料供給に関する協定書を締結しており、災害時には備蓄食料に加え、協定に基づき提供を受ける物資等により対応することとしております。

町の備蓄数につきましては、青森県災害備蓄指針で示された備蓄数を目指し、今後整備していくこととしておりますが、整備に当たりましては県と関係市町村との共同調達の可能性や、議員ご指摘のランニングストック方式も含め、その整備方法について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続きまして、3点目と4点目のご質問は教育長が答弁いたします。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 3点目の子供の学び方の改善と教員の負担を軽減する40分授業午前5時間制について、私からお答えいたします。

初めに、教員の働き方の現状についてであります。町内各学校の教職員の就業時間は午前8時から午後4時30分までの7時間45分となっております。しかし、中には、子供たちの下校後も授業や学校行事の準備などで学校に残って仕事をし、健康面への影響が懸念される状況も見られました。

そのため、町教育委員会では、働き方改革に関する国の指針や県のプランを踏まえ、町内で勤務する教職員の負担軽減に関する具体的な取組内容を示した野辺地町立学校における働き方改革プランを令和2年度に策定したところであります。

同プランを実施するに当たり、特に教職員の時間外勤務時間の上限を1か月では原則45時間以内、1年間では540時間以内とすることを目標とし、各学校と町教育委員会が連携しながら、目標の実現に向けた取組を推進しております。

その取組を幾つかご紹介いたしますと、まず学校現場では、教職員の業務について、教員でなければできない業務と教員以外でも対応できる業務に整理し、業務の見直しが図られました。各学校では、スクールサポーターによる休み時間の見守りや、スクールサポートスタッフによる授業準備、片づけなど、教員の負担軽減につながる取組が進められております。

また、教員の働き方改革を進める環境整備として、今年度から「テトル」という保護者連絡アプリサービスを導入したことにより、これまで紙で各家庭へ配布していたものも電子化して一斉に配信することが可能となりました。加えて、子供たちの出欠状況もテトルで確認できるようになったため、学校からは特には慌ただしかった朝の時間帯に余裕が生まれ、助かっているといった声が寄せられております。

さらに、もう一つの取組といたしまして、現在導入されている校務支援システムの運用に加えて、次年度から導入予定の新たな校務支援システムについても、円滑に運用できるよう準備を進めているところであります。

このほかにも、会議時間の短縮や日課表の見直しなど、教員が本来の業務である授業づくりに専念できる環境整備が各学校で進められております。町教育委員会といたしましても、各学校の実情に応じたこれらの取組が一層推進されるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、午前5時間授業の取組導入についてお答えいたします。午前5時間授業の導入につきましては、2030年度に予定されている次期学習指導要領の改訂に向けて、主に文部科学省から指定を受けた研究開発学校等において、1単位時間を40分とした午前5時間授業を導入し、カリキュラムの柔軟化に取り組んでいる事例がございます。

しかし、そのメリット、デメリットについては研究段階であり、青森県内や上北管内のほぼ全ての小学校では、現行の学習指導要領に示されている1単位時間を45分にした時間割での授業が行われております。そして、その45分の授業の中では、学習課題の把握、目当ての設定、自力解決、意見の交流、まとめ、振り返りといった流れによって、学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践が行われております。

一方、1単位時間を40分にした授業は、これまでも各学校で、午後から授業参観日や授業研究会がある際などに、特別日課として実施されることがありましたが、時間的に余裕がなく、子供たち

の交流の時間を短くしなければならなかったといった声や、授業後半に定着の時間を十分に確保できなかったといった先生方からの声も聞いております。加えて、午前5時間授業では、給食前までに5時間の授業を行うことから、給食の開始時間が遅くなることや、特に低学年の子供たちの集中力の持続が心配されるといった課題も挙げられております。そのため、議員ご提案の午前5時間授業の導入に当たっては、現場で授業を行う先生方が40分の授業に対応できるための研修や、保護者からの理解を得ることが重要だと考えております。

各学校における教育課程の編成は、学校の教育目標を達成するために、学校が学習指導要領を基盤として、子供たちの実態や地域の特色を踏まえて、学習活動や行事などを体系的に構築していくものであります。午前5時間学習を含めて、学校から相談や要望があった場合には、今後も町教育委員会において必要な支援を行ってまいります。

続いて、4点目の英語教育の充実についてお答えいたします。現行の学習指導要領が全面改訂されてから、小学校は5年、中学校は4年が経過いたしました。外国語教育につきましては、小学校中学年では、外国語活動の授業を週に1回、高学年では外国語の授業を週に2回行っております。また、中学校では、各学年で週4回の外国語の授業が行われております。

町教育委員会では、各学校で行われている外国語教育の充実が図られるよう、子供たちを指導する教員に対して、各種研修会への積極的な参加を促しているところであります。あわせて、小学校と中学校へ1名ずつ外国語指導助手を派遣しているほか、今年度からは新たな取組として、中学生を対象に実用英語技能検定に関する受験料の補助も行っております。各学校の外国語の授業においては、外国語指導助手の効果的な活用が図られ、ネイティブの自然な発音や生きた表現に触れさせる楽しい授業が実践されております。また、外国語指導助手との日常的な関わりを通して、異文化への理解を深め、国際的な視野を広げる貴重な機会にもなっております。さらに、実用英語技能検定に関する受験料の補助につきましては、年収による教育の格差を解消するための取組としての効果も期待され、昨年度に比べ検定に挑戦する生徒が増えてきました。検定合格に向けた子供たちの日々の努力の積み重ねは、今後外国語の授業への意欲の高まりや学力の向上にもつながっていくのだと捉えております。

議員ご提案のオンライン英会話につきましては、現段階では上北管内の市町村において実施している事例は把握しておりません。その主な理由といたしましては、各市町村で学校への英語指導助手の派遣が進み、授業での効果的な活用が図られるようになってきていることや、学習指導要領の趣旨を踏まえ、目的や場面、状況の設定に重きを置いた授業づくりが進められていることが挙げられます。また、オンライン英会話の実施に当たっては、実施に関する準備時間のほか、決して少なくない費用を要することも理由として挙げられます。

当町といたしましても、上北管内の他の市町村と同様の考えでございますが、外国語教育の充実

に関しては地域からの声や学校からのご意見を伺いながら、今後も必要な支援の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の再質問を許します。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ご答弁ありがとうございました。

初めに、時代の変化に応じた墓地・供養の在り方について再質問いたします。先ほどご答弁にありましたように、当町では9月から終活相談窓口を設置して、葬儀やお墓に関する相談も受け付けていただいております。私自身も、終活相談ではありませんが、町民の方とともに窓口へ同行したことがあります。その際、職員の皆様には大変丁寧に対応していただきました。日頃のご尽力に感謝申し上げます。

そこで、お伺いいたしますが、これまで相談に来られた方の中で、墓じまいですとか永代供養に関する相談は実際に寄せられているのでしょうか。また、そうした相談があった場合、町としてどのような対応や助言を行うのかお聞かせいただきたいと思っております。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

終活相談につきましては、9月から11月までの3か月間の中で、相談が全てで5件ございました。お問合せを含めればそれ以上の件数になりますけれども、その中でご本人からの相談が3件、あとご親族、主にお子さんですが、ご相談が2件ございました。予約制としており、窓口や相談室でご相談に応じております。先日はご家庭に家庭訪問させていただいて、ご相談に応じました。

相談内容につきましては、お墓や永代供養についてのご相談もございました。その際には、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、菩提寺のほうに直接ご相談していただくことや、あと各寺院に永代供養の体制があるというアドバイスをしております。各寺院のほうに町のほうから直接お電話をして、おつなぎすることも各寺院と申合せを行っておりますので、対応できる可能な範囲でおつなぎした経緯はございました。そのほかの相談も、家財の整理だとか、そのようなご相談もあります。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。丁寧な対応をしていただきまして、ありがとうございます。

ただいまのご答弁を受けまして、またさらにお伺いいたします。住民の実際の声を丁寧に把握することが、今後のお墓に関する町の取組を考える上で大変重要になると考えております。そのためにも、墓じまいですとか、供養の在り方に関する住民アンケートを実施してはいかかかと思っております。

お墓や供養の問題は、多くの住民が気にはしていても、まだ自分には早いと考え、なかなか表に出にくいテーマであると思います。住民がどのような不安を抱えているのか把握して、どのような供養の形が求められているのかを明らかにすることが町として取り組むべき第一歩ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

住民アンケートにつきましては、お墓のことや墓じまい、あと永代供養のことについての内容になるかと思いますが、この考えについては各個人の考え方だけではなく、先祖供養、檀家の考え方や、宗派や地域等によって様々な考えがあると思います。それらを含めた上で検討を進めていきたいと思っています。

以上となります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 様々検討していただくことはあると思いますけれども、この検討をしていただけるとのことによろしいでしょうか。この検討をしていただくということで、この検討をして、アンケートを実施するかどうかという検討だと思いますけれども、その検討にどの程度期間を要するのか聞かせていただきたいと思っています。可能であれば、次の定例会までにこのアンケートを実施するかしないかについて、ご回答いただきたいと思っています。例えば調査したときに、お困り事や多様な供養への意向を客観的に把握することが大事だと思います。その結果を行政だけではなくて、地元の寺院の関係者の方々と共有して、町全体で供養の在り方を共に求めていければと思いますけれども、このアンケートを実施するかどうか、その検討の結果、検討をするという結果、アンケートするかどうかの期間ですけれども、次の定例会までに回答していただくことはできるのか、考えをお伺いしたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、検討は進めていくのですけれども、その前段階で検討しなければいけないことなどがございます。今町長の答弁にもあったとおり、町内の各寺院では、全ての寺院で墓じまいや永代供養の体制が整っているということの前段階や、各寺院の考え方もございまして、各個人の考え方のみで進めていくということはなかなかやはり難しい点もあると思いますので、お時間はいただきたいと思っています。

そのアンケートの結果に基づいて、どのような体制を町として組んでいくのかは検討が必要だと思いますし、他市町村と同様にということは、やはり地域性とか、お寺や、宗派の考え方で様々であると思いますので、十分な吟味と検討は必要になるのかなと考えております。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。当町の供養の在り方を考える上では、長年にわたり地域の心の支えとして寄り添ってくださっております地元寺院の皆様のお力が欠かせないと感じております。これまでも、地域の行事ですとか、住民の相談に真摯に向き合って、お寺が地域の安心のよりどころとして果たして下さっている役割に改めて深く感謝申し上げます。

少子化や家族構成の変化により、お墓の問題は避けて通れない課題となっております。地域が一つになって、住民の声を丁寧に拾い上げていていただきたいと思います。地元寺院の皆様のお知恵をいただきながら取り組んでいけたらなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の質問に行きたいと思います。シェアリングエコノミーの再質問でありますけれども、マエダさんやコカ・コーラさんと協定を結んでいるということをお聞きいたしました。当町にも既にシェアリングエコノミーの礎となるようなすばらしい取組があります。現在野辺地町観光協会が野辺地駅前の観光物産PRセンターで実施しているレンタサイクルの貸出しについてです。これは、最初に保証金1,000円を預かり、返却時に返金するという利用料金無料という、非常に優れた仕組みであると思います。事実上、無料シェアサイクルとしての機能を果たしていると思います。例えばこの既存の仕組みをITを活用した本格的なシェアサイクルとして発展させることで、さらなる利便性向上が図れるのではないのでしょうか。しかし、ITなどと聞くと、現在の野辺地町にはちょっとハードルが高いと思うかもしれません。そこで、提案ですけれども、シェアリングシティ推進協議会への参加をしてはどうかということであります。調べましたところ、友好都市である久喜市も参加しているとのことですが、当町でも人口減少や高齢化が進む中で、そういう課題を当町だけで抱えるよりも、先行自治体の知見を共有しながら進めるほうが、より早く効果的に取り組めると考えます。

再質問いたしますけれども、自治体同士が最新の事例を持ち寄り、国の支援策や民間ノウハウも得られるシェアリングシティ推進協議会へ当町としても参加し、まずは情報収集から始めてはいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

先ほどの議員ご提案の推進協議会につきましてですけれども、町長のほうから答弁ございましたが、まず情報を幅広く収集しというところの一つに、候補になろうかと思っておりますので、推進協議会自体についてちょっと勉強させていただいて、適切であれば加入について検討したいと思っております。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。まずは情報収集をしていただくことが大事だと思います。検討して進める中で、できれば早い時期の参加を前向きに判断していただきたいと思います。当町も協議会へ参加していただければと思います。

このシェアリングエコノミーですけれども、シェアリングエコノミーの持つ可能性としては、物の貸し借りだけではなく、クラウドファンディングという手法もその一つであります。これは要望になりますけれども、これはインターネットを通じて多くの人々から少額の資金を調達する仕組みであり、共感や応援をお金という形で集めるという新しい共助の仕組みであります。当町には北前船の歴史を象徴するみちのく丸という貴重な観光資源がありますけれども、劣化が進んでいる状況であります。町民としても、宝が壊れていく姿を見るのはとても耐え難い思いであります。要望いたしますけれども、みちのく丸の保存について、町民や全国の歴史ファンから共感と支援をクラウドファンディングで募ることで、行政予算だけに頼らない新たな道が開けていくと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の3番目の40分授業午前5時間制について、ご答弁いただきましてありがとうございます。メリット、デメリット、様々あります。課題はあることは承知しておりますが、しかし一方で全国には先進的な取組が幾つか見られます。以前に福井県の酒生小学校にお電話でお話を伺いました。そこでは既に午前5時間制を導入し、子供たちが落ち着いて学習に取り組む様子が見られるとのことでした。先日も北海道から自治体が視察に来られたそうです。青森市でも、今年夏休み明け5日間を原則午前授業とする取組が行われたと新聞にも報道されました。このように、全国的にも関心が高まりつつある取組であります。

そこで、お伺いいたします。教育委員会として、実際に成果を上げている学校を訪れて、その効果や課題を直接確かめることは大変有意義であると思いますけれども、こういった視察研修についてどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） ご質問ありがとうございました。先進校の視察ということですが、初めのご質問にあったところは目黒ということで、今再質問の段階で福井県の話をお話しされましたけれども、文科省のほうの教育開発、この場合は教育課程の開発研究校ということの指定でございますが、この指定というのは年間数十校ございまして、その中での例だとお伺いしました。福井のほうの形は、今初めて耳にしましたので、こういった形なのかということは存じ上げません、私も、勉強不足ですけれども。目黒のほうに関しては、ちょっと調べてみました。中目黒小学校のような学校というところは研究指定を受けまして、45分を40分として減らして、5分を学校裁量で使える、自学自習とか探究の時間などに使えるというような形でございます。ただ、これは指定を受けたところであって、今現在は学習指導要領上は1単位時間は45分ですので、40分にするというこ

とはこういった特例校といえますか、指定を受けた学校ができることで、普通の学校はできないのです。できないのですけれども、ではということで、ご質問にありました次期学習指導要領の改訂の段階で、中教審のほうで検討している小学校の時間数に関してはこういったものも、こういった研究校の状況を見て、次期学習指導要領にどう反映していくかということ、そのための研究指定校なわけです。ですので、見に行き、そのままそれを学校で、当町でできるかということ、そこはまたちょっと違う話でありまして、次期学習指導要領にそれが盛り込まれるか、検討が行われているようです。ただ、それがまだ、次期ですので、今小学校は検討している段階ですので、指導要領の完全実施、2030年というところまで時間があるので、先進校を見てすぐできるかという部分と、それができるかということ、先ほど申し上げたように指定されたところなどでできるわけで、それとあと次期の2030年までのところを考えてみれば、結論とすれば、現在まだ先進校の視察をするということとは考えておりません。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。町の実情とか理解できました。先日行われました全員協議会でも、学校現場で子供たち一人一人に丁寧に寄り添っていただいていることを改めて心強く感じました。こうして日々子供たちのために心を尽くしてくださっている皆様に本当に深く感謝申し上げます。

学校生活の負担を少しでも軽くできる方法があれば、可能性について丁寧に検討していただきたいという、そういう思いから今回の質問をさせていただきました。視察研修について提案しましたがけれども、決して導入ありきではなく、まずは先進地を実際に訪れて、子供たちの変化ですとか、先生方の工夫を肌で感じていただくこと、それがこれからの野辺地町の教育を考える上で大きなヒントになると思います。どうかこうした視点から前向きにご検討を進めていただきますようによろしくお願いいたします。

では、最後の英語教育の充実についての再質問をいたします。学校の外国語の授業、充実した授業が展開されていることを伺いました。その上で伺いいたしますが、現在の英語の授業は具体的にどのように運営されているのか、授業の様子を改めてお聞かせいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 先ほど答弁で申し上げたとおり、A L T、英語指導助手ですね、A L Tに関してちょっとお話しさせていただきますと、町内にA L Tは2名おまして、1名は、基本的に3日間は野辺地小学校、それから2日間は若葉小学校に行って授業に入っております。もう一名のA L Tは、中学校のほうに常駐しております。

授業の様子ですが、小学校では、答弁で中学年と申し上げましたが、3年生と4年生の外国語活

動という授業がございまして、それでは週1回あります。そして、5年生、6年生、高学年ですね、5年生、6年生には外国語科の授業が週2回あります。ALTは、担任と一緒に全ての授業に入っております。それから、中学校は、英語の授業ですね、外国語の授業は各学年とも週4時間あります。ALTは、各クラスに2回ずつは入るようにしています。授業は、担任とペアになってスピーキングのモデルになったり、発音の指導をしたり、児童生徒の会話の相手役となったり、それからライティングのほうの添削をしたりというほかに、教科書にある内容について、その国の様子を英語で話してもらうなどして、授業担当者はそれぞれそういった工夫をしながらALTを活用しております。

それから、ALTは、外国語の授業補助が実際はメインということで招聘しているわけですが、小中ともに休み時間は積極的に児童生徒と会話したり、小学校であれば遊んだり、子供たちにとっては外国の方との貴重なコミュニケーションの機会になっております。そのほか、中学校では英語部の指導に入ってもらっています。一緒に活動しています。それから、中学校は、夏休みが終わった後にスピーチコンテストというものがあるのですが、そのスピーチコンテストに出場する生徒の発音であるとか、英語の内容であるとか、そういった指導をしていただいております。

特に今年来た小学校のほうのALTは、トリニダード・トバゴというところからいらっしゃったのですが、特技のスチールパンという、大きなドラム缶みたいなものからちっちゃいものまでありますけれども、そのスチールパンを自分の国のほうから送ってもらって、子供たちの前で演奏するとか、自分のホームカントリーの文化について紹介するなど、積極的に関わってくれております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 大変ありがとうございます。すばらしい取組、聞かせていただきました。本当にありがとうございます。

その上で申し上げますけれども、まず英語への好きとか苦手には個人差があると思います。授業全体の取組だけでは、もっと話したい子ですとか発話が不安な子など、一人一人に十分に寄り添い切れない場面もあるのではないのでしょうか。私は、英語教育において最も重要なことは、町の子供たちが、英語が好きだ、英語を話してみたいと感じてもらうことだと考えております。

そこで、東大和市、東京にあるのですが、東大和市ではタブレットを活用したネイティブ講師による英語授業を導入し、児童生徒一人一人の英語力や学習進度に応じた教育環境が整えられています。その結果、通学が困難な特別支援を要する児童生徒に対しても、個別に対応した教育が実施されております。

当町において、子供たちの学習進度に合わせた取組をどのように進めていらっしゃるのか。また、

今後の見通しについてお聞かせいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課指導室長。

○学校教育課指導室長（濱田健太郎君） 今英語が好きな子供たちというお話を聞きましたが、通信教育などでやられている英語のオンライン英会話については、たくさんやられているところがあると思うのですが……

○議長（岡山義廣君） マイクを上げてください。

○学校教育課指導室長（濱田健太郎君） 失礼しました。事前にウェブ予約などをしてやらなければいけないということで、学校からすると少しそのオンラインなどを準備するために時間がかかるということも、準備の時間がかかるということも心配されるところであります。あと、検定教科書などを使用しないということも心配の材料になっています。

野辺地町では、英語の授業の時間において、ALTがほぼ全ての時間に活用できること、日常生活の中でも子供たちとたくさん関わって、英語が好きな子供たちを育てようということによっております。特別支援の子たちも、授業の中でALTと一緒に学んでいる環境にあります。なので、1人1台端末を使って学習するということが大事かと思うのですが、実際にALTとのリアルな関わりの中でコミュニケーション能力をつけて、英語が好きな子供たちをつくるということが大切だと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） ありがとうございます。子供たちが学校を卒業した後も、ふるさとである野辺地町に残って、町を担う人材として活躍してほしいと本当に誰もが願っております。子供たちが都会に行くことなく、子供たちが将来、愛着のある野辺地町で働きたい、挑戦したいと思えるような魅力的な地域づくりを進めていくことが大切だと思います。

その上で1点ですけれども、野辺地町の未来という、少し広い視野でお伺いいたします。現在青森県全体として、インバウンド、外国人観光客の増加ですとか、世界とのつながりが一段と深まる中、当町においても国際的な視点が求められる時代になってきております。実際に求人情報を見ますと、グローバル人材ですとか、英語力のある方を求める声が近隣の市町村でも見受けられます。そこで、子供たちが大人になった将来、この野辺地町において英語力が必要となる場面としてどのような場面があるとお考えでしょうか。例えばこれまでの経験から、こういうときに英語を話せる人がいたらよかったですと感じられたことですとか、これからこういう場面では英語が必要になるだろうと思われる具体的なビジョンがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 将来的に英語力が必要だというのは、私が考えるに生活全般だと、すみ

ません、私の考えですけれども、思っております。まず、この役場なんかもそうだと思います。窓口に来る方もだし、インバウンドの観光客に関してもそうですし、最低意思が通じるようになればいいのではないかと、それは思っております。ですので、将来的なビジョンというのは、どの場面でも最低の意思疎通ができるくらい、難しい言葉を使わなくても会話ができればいいかと思っております。

また、子供たちというのもそうですが、生涯学習という視点から申し上げますと、非常にいろいろなコンテンツとか教材が多数ございますので、そういった形で、学校の段階では英語をそんなに、使えるようになるというよりは、楽しく、英語に壁を持たないで外国人と接することができる、その部分が必要なのではないかと私は考えております。その後のさらに発展してお話できるようなになるとか、そういったところは、やはり個人の好き嫌いというか、向かう気持ちもあるのでしょうか、学習の意欲というのですか、そう思うので、まずは外国人に対してのそういった壁を持たない、そして触れ合う、困っていたら助けるとか、日本人に対してもそうですけれども、そういったところではないかと私は思っております。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 大変ありがとうございました。英語が苦手な層ですとか、中間層の児童生徒にどうやって好きになってもらえるのかを考えております。英語を話せる子供たちが地元でインバウンドの対応や海外への販路の拡大など、地元で活躍してもらうための土壌を学校の教育の場でしっかりと育てていきたいなと思っております。どうかオンライン英会話についても前向きなご検討を重ねてお願い申し上げ、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君の一般質問を終わります。

次に、3番、木戸忠勝君の登壇を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました議席番号3番、木戸忠勝です。今回、2点の質問です。1点目、町職員の社会人採用枠について、2点目、熊対策について。

1点目の町職員の社会人採用枠について。社会人採用枠は、民間企業での経験や専門知識を役場にもたらずものと思います。これにより、従来の行政運営では生まれにくいような新しい発想は効果的な業務改善が期待できます。異なる業界で培ったスキルは、行政サービスの向上に貢献できると思いますので、社会人枠拡大、年齢制限も含めてご検討いただけないか伺います。

2点目の熊対策について。全国的に熊の目撃情報や被害が増加しており、町内でも山林だけではなく、人の生活圏への出没も多く報告されています。町内において、熊に襲われる人身被害は発生していませんが、かなり危険な状態にあると思っております。

1として、児童生徒の登校、下校時の熊被害対策。

2として、熊は早朝や夕暮れ時、薄暗い時間帯に活発に行動する傾向にありますが、この時間帯のパトロール。

3として、町内に猟友会がなく、近隣の猟友会に所属している狩猟免許保持者がいるようですが、行政側が働きかけて町内に猟友会を設置してはどうか。

以上、3項目についての見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、木戸議員のご質問にお答えします。

1点目の町職員の社会人採用についてであります。当町では今年度、職員採用試験の受験資格及び試験内容を見直したところであり、

まず、受験資格につきましては、年齢要件を35歳まで引き上げたところであり、これにより高校や大学の新卒予定者のみならず、議員ご提言のとおり、社会人としての経験を有する方にも十分に受験していただきやすい条件になっていると考えております。

次に、試験内容につきましては、行政職員として必要となる能力やスキルを確認する観点から教養試験及び各種検査を実施しておりますが、今年度は専門試験を課していないことから、社会人経験のある方にも受験しやすい内容となっているものと認識しております。

このため、今年度の見直しの効果を検証しながら、引き続き多様な人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の熊対策についてお答えいたします。初めに、児童生徒の登校、下校時の熊被害対策についてであります。教育委員会では、熊の出没情報が産業振興課から寄せられると学校に情報を伝達し、登校及び下校時の対応を協議しております。その後学校では、本年度から本格導入している、携帯電話による保護者との連絡ツールであるテトルを使い、保護者に学校対応への協力をお願いしているところであります。

特に9月の愛宕公園、そして11月の野辺地小学校付近の下町地区での目撃情報の際には、小中学校において、登下校時の車による送迎や保護者の付添いをお願いしたところであります。また、中学校の部活動においては、一部の活動に制限を設けるとともに、大会を控えている部活動については保護者による迎えを依頼するなど、安全対策を講じております。

次に、熊が活発的に活動する早朝、夕方のパトロールについてであります。これまでも熊が出没した場合には、警察署や猟友会と連携し、熊の出没情報が解消されるまでの一定期間、出没箇所付近や近くに学校がある場合は、通学路を重点的に被害防止のためパトロールを実施しております。今後も熊の出没情報が寄せられた際には、同様にパトロールを継続して実施してまいります。

次に、行政の働きかけによる町内への猟友会設立についてであります。木戸議員ご発言のとおり、町内の狩猟免許所持者が近隣の猟友会に所属しているということは事実であり、これは以前町

内にあった青森県猟友会野辺地支部が解散したことに伴い、所属会員が近隣の支部へ移ったものがあります。

町といたしましても、出没時に迅速な対応が可能となる野辺地支部の復活を望んでいるところではありますが、猟友会は狩猟者が主体となって立ち上げる組織でございます。このため、町といたしましては、狩猟者の人員増を図るため、令和7年度から野辺地町鳥獣被害対策実施隊後継者育成補助金を創設し、狩猟免許取得費用から猟銃所持許可取得費用までにかかる費用、1人当たり約6万5,000円を助成することで、猟友会野辺地支部が設立しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君の再質問を許します。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 1点目の町職員の社会人採用について再質問をさせていただきます。

社会人採用枠は、Uターン、Iターンを考えている人が野辺地町に移住するきっかけになるかもしれません。人口減少や少子高齢化、地域活性化など、当町が対応すべき課題はますます多様化、複雑化していると思われませんが、これらの問題解決に多様な人材を行政に呼ぶことで、人口減少に歯止めをかけ、町の活性化も期待できると思いますが、町長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、木戸議員のご意見に賛成でございます。多くの人たちを役場で雇うということは、それぞれの人材が集まってくるということだと思います。その人材につられて人も帰ってくる可能性もあると私は思っております。役場は、野辺地町においても最大に近いぐらいの雇用者を入れている大きい企業だと私は思っておりますので、すばらしい人材をどんどん入れていきたいということで、35歳まで上げたことも一つですが、優秀な人材が集まってくれば、ぜひ採りたいなという思いでございます。

ただ、近隣の町村ともそうなのですけれども、例えば最近では民間業者との人材の、奪い合いという表現は悪いですが、そういうような状況になっておりますので、町としては役場の職員は魅力ある職であるということ进行宣传しながらやってまいりたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今町職員が119名ということですが、この119名の職員というのは、今現状で足りているのか、それとも不足なのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

しっかりした根拠は持ち合わせておりませんが、若干少ないような印象は受けます。そこを補うために、今現在、例えばDXを推進して、人手をかけていたところをDXで補うとか、そのような対策を取ろうとしている段階でございます。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 先ほど社会人というか、採用枠を35歳まで上げたということですが、例えば東京都23区であれば、社会人枠をほぼ撤廃ということで59歳、他の自治体でも社会人の枠を撤廃しているところも結構あるのです。今35歳に上げたということなのだけれども、これ徐々に、例えば45歳まで上げるような検討をしているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 今年度、それまで30歳まででした年齢要件を35歳までに引き上げればわかりです。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今年度の見直しの効果を検証しながら、今後の対策について検討したいと思えます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。以上で1点目の再質問は終わります。

2点目の再質問、熊対策についてであります。11月の初旬、町内の女性の方から電話がありました。この電話の内容というのは、「町を歩いていても、どこから熊が出てくるのか心配で、町内をなかなか歩みにくい」という電話がありました。「役場に熊捕獲用のわながないと言うのだけれども、本当ですか」と、私はたまたま駐車場でトラックに円筒形のわなが積んであるのを見たので、「いや、役場にわなはありますよ」と答えたのです。幾らあるのと、何基あるのかと言われたのだけれども、その辺ちょっと分からなかったものだから、もし答弁可能であれば、円筒形が何個、箱形が何基あるというのを教えてもらえませんか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

熊のわなに関しましては、現在町で3基保有しております。そして、イノシシ用のわなというのは今現在保有しておりません。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 熊捕獲用のわなが3基あるということなのですが、トラックに積んでいたわなを見ると円筒形のわなだけれども、そんな大きくない、円が大きくないわなに見えたのだけれども、あれというのは親熊、例えばこの前海に浮かんでいた140キロの熊が入りそうなわなですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

熊のわなにつきましては、ドラム缶をイメージしていただいて、ドラム缶を2本つなげたような形になっております。ツキノワグマに関しましては、先般捕獲した熊、1.5メートルの140キロ、そのサイズまで入ることは可能となっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。

それと、児童生徒の登校、下校時の熊被害対策について、先ほど説明がありましたが、例えば独り歩きを避け、なるべく集団で下校させるとか、あと役場なり学校で熊よけ用の鈴とかというのは配給しているものですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） 登下校の子供たちの様子ではありますが、子供たち、先ほど答弁にもありましたとおり、保護者の車での送迎であったり、車のない家庭は保護者の付添い等で対応しております。

そして、鈴の配付というものですが、そちらはまだ行っておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 先ほどの答弁で、熊が出たとき、警察なりパトロールをしているという答弁がありましたが、例えば今いろんな防犯協会とか指導隊もあるのです。その辺にお願いして、なるべく子供たちが下校、登校するその時間帯にパトロールをお願いしてもいいのかなと思います。

それと、町に猟友会がないということなのですけれども、この前たまたま横浜町の猟友会の方と話ししたのですけれども、野辺地から横浜に1人、免許を持った方が入っていると、東北町の猟友会にも野辺地から入っているということなのですけれども、猟友会をつくるには1人でも可能と聞いたのですけれども、何とか町で働きかけて、それをつくれば、すぐ対応可能かなと思います。

それで、町職員で猟銃の免許を持っている方、箱わなの免許を持っている方というのは何人いるのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

役場職員に関してでございますけれども、今年度、役場職員3名、わなの免許を取得しております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 職員がわなの免許を3名取得したということですが、猟銃というか、鉄砲の免許を持った方は、まだ職員ではないということですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

いないものと思っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 行政側のほうでも、町内に猟銃の免許保持者というのは、私は結構、2人3人ではなく、もっといると思うのです。そういう人に働きかけて、何とか早めに野辺地に猟友会を復活させてもらいたいと思っております。

それで、災害の行動で、自分の命は自分で守るという自助がありますが、例えば熊に襲われそうになったときに、顔面や頭部が攻撃対象になった場合は、両腕で顔面や頭部を囲い、直ちに伏せるなどして身を守ると言われているのだけれども、果たして、例えば児童生徒がその場面に遭ったら、なかなかそういうのはできないと思うのです。私がもしそういうのに遭えば、もちろん私もできないと思うのです。今冬になって、出る回数が減ると思うのだけれども、今日の新聞でも冬場でも結構出ている場所もあります。その熊対策について、行政側のほうももうちょっといろんな取組というか、もうちょっと考えていただきたいと思います。

先ほど猟銃免許、わなの免許取得費用補助、これ6万5,000円というのは、1人で6万5,000円ということですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 1名に対して6万5,000円を補助することとしております。わなの免許に関しましては、1万8,000円から1万9,000円ほどで取得できると伺っております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） わな免許は1万8,000円から1万9,000円ということなのだけれども、それはわな免許を取得する人には全額補助ということでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○3番（木戸忠勝君） 今わなを設置しているのは、産業振興課で対応していると聞いたのだけれども、何名体制でやっているのですか。熊用のわなを設置するときには、何名の体制でやっているのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 熊のわなを仕掛けるときは、猟友会からも来ていただいて、どの場所がいいのか、熊の出没しているルート等、そういうのを相談して、この場所がいいのではないかとということで、指導に基づいて、結構な重さがございますので、最低4人での設置となっております。

ます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 熊が出没するところにわなを設置するわけなのですが、猟友会の方も一緒に行っているということで、例えばもしそのときに熊が出たら、すぐ対応できる体制を取っているということでよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） まず、猟友会の方と話ししている段階では、捕獲、駆除することはできません。猟友会の方も鉄砲とか持ってきていないと思いますので、その日はわなを仕掛ける、どういうところに仕掛けるかということで対応していただいていますので、わなを仕掛けて、いざかかったというときには、猟友会のほうで鉄砲を持って、捕獲して駆除するという流れになっております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） わなを設置しているときにもし熊が出たとき、どういうふうな対応を考えているのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

実際のところ、わなの設置の打合せをしているときに、うちの職員がちょっと現場を歩いていたら、木の上に熊が上っていったのをたまたま発見しまして、大急ぎで全員撤収するという事例がございました。そのときは鉄砲とか持ってきておりませんので、駆除とかはしておりません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 熊が出てきて撤収ということなのだけれども、それは車に一時避難ということですか。

〔「はい」の声あり〕

○3番（木戸忠勝君） それと、わな設置用のマニュアルとかつくってあると思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

わなを設置するマニュアルというのはつくってありませんが、あくまでも猟友会の指示に基づいて、適当な場所にかけたとしても、そこを熊が通らないとか、そういうのがあればわかりませんので、その辺は経験豊かな猟友会の指示に基づいて設置しております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） その猟友会の方というのは、横浜町か、近隣の東北町かと思いますが、そう

であれば、先ほども言いましたが、なるべく早く野辺地町猟友会を復活させたほうが、私はより安全に対応可能かと思えます。

わなの設置の免許というか、これは年に何回ほどあるのですか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） 試験日でございますか。

〔「わな用の試験、これ講習ですか、試験ですか。その許可を、許可というか、免許取るためには」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 許可を受けてから発言してください。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 今の課長のあれというのは、私が言っているのは、わな免許を取るために、それが試験なのか、講習なのか、それが年何回あるのかを教えてくださいたいのです。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。講習を受けて、その後筆記試験がございます。試験の回数に関しましては、年4回だったと記憶しております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 分かりました。私も何とか来年わなの試験に挑戦して、わな設置にできるだけ協力しようと思っております。

以上で再質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） これで3番、木戸忠勝君の一般質問を終わります。

11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

---

再開（午前11時00分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

11番、赤垣義憲君の登壇を許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。私は、今回5つの質問であります。

まず1つ目、熊などの鳥獣被害対策についてお伺いいたします。昨今、東北地方を中心に問題となっているのが熊の出没、そして人身被害にまで至っているという脅威であります。当町でも連日のように熊目撃情報が発せられ、町民が大きな不安を感じているのは容易に推察できます。野辺地

町では、猟友会が解散し、現在は横浜町の猟友会に依存している状況と承知しております。

そこで、お伺いいたします。鳥獣被害に対する町民の不安を解消するため、町はどのような対策を講じているのか、その内容とこれまでの結果をお伺いいたします。

狩猟免許を保有している町民と銃砲所持許可を受けている町民は何人いるのか、お伺いいたします。

横浜町の猟友会メンバーは高齢化が進んでいるとのことですが、この先も横浜町の猟友会を頼るのか、あるいは狩猟免許取得に対する支援や免許保有者の育成を支援するなど、当町猟友会の再結成に向けて検討する考えがあるか伺います。

熊をはじめとする鳥獣の捕獲や駆除等に係る経費、それに関わった人たちへの報酬などについて、町の基準が設定されているのか、お伺いいたします。

2つ目に、町内のホタテ事業に対する町独自の支援策と、県や他町村との連携についてお伺いいたします。県内のホタテ事業が致命的な打撃を受けている状況は、テレビや新聞等で連日のように報道されています。県では、実態調査を実施するなどして、今後の対策を検討していると承知しております。

そこで、お伺いいたします。今年度、町が実施したホタテ漁をはじめとする漁業者等への支援の実績とその評価について伺います。

ホタテの被害については、町単独での支援や対策には限界があると察します。町は、県や近隣町村とどのように連携していくのか、町の方針をお伺いいたします。

3つ目に、コミュニティーバス運行の情報収集と調査研究の進捗、雪道の歩行者支援についてお伺いいたします。昨年12月定例会で町民バスの運行について質問させていただきましたが、町からは、「コミュニティーバスの運行に成功している自治体から情報を収集するなどして、調査研究を進める」との答弁がございました。また、雪道の歩行者支援についての質問に対しては、「定期的に歩道の除雪を実施する」との答弁がありました。

そこで、お伺いいたします。コミュニティーバス運行について、情報収集で得られた内容、また調査研究の結果をお伺いいたします。

雪道の歩行者支援は、定期的な歩道の除雪だけとのことですが、通学する子供たち、歩行が困難な車椅子利用者やシルバーカートなどを押して歩行する高齢者等への対策はこれ以上検討できないものか、あるいは新たな対策を検討され、実施に向けて計画されているのかをお伺いいたします。

4つ目に、災害時の避難所指定されていない町立体育館と指定されている小学校校舎についてお伺いいたします。昨今の自然災害は、甚大な被害を伴うことが多く、テレビ等の報道を見ると、地域の体育館が避難所として活用されている事例を多く目にします。野辺地町では、町立体育館が避難所に指定されておらず、非常時における地域住民の安全や安心が確保されているとは言い難いと

いう状況は、行政側も認識していると思います。一方で、耐力度調査によって基準値に満たないことが判明した野辺地小学校は、現在も避難所に指定されていると承知しております。

そこで、お伺いいたします。町立体育館が避難所に指定されない要因は、老朽化によるものなのか、あるいは体育館前の県道が浸水区域に該当しているからなのか、避難所指定されない理由をお伺いいたします。

今後は、体育館を避難所に指定できるような対策を講じるのか、あるいはこのまま避難所の指定はせずに現状を維持するお考えか伺います。

体育館前の県道が浸水しないよう対策する必要があると考えますが、町は県に対して要望等を行っているのかお伺いいたします。

浸水区域であることが理由で避難所に指定されていないのであれば、体育館の移転を検討する必要があると考えますが、町の考えをお伺いします。

現在避難所指定されている野辺地小学校は、耐力度調査の結果、基準を満たしていないことが分かりましたが、今なお避難所指定されている理由を伺います。

野辺地小学校と同じ年に建設された若葉小学校、それから数年後に建設された馬門小学校も多くの地域住民を対象とした避難所に指定されています。この2施設の耐震性あるいは耐力度は、避難所に適していると考えているのか、お伺いいたします。

今後も2つの校舎を継続して避難所指定するのか、お伺いいたします。

最後に、小中学校教職員の現状と処遇改善についてお伺いいたします。全国的に教職員不足が課題となっている中、業務量の過多による過労や人間関係等による心労などが原因で休職や離職に至っている教職員が多いことは、大きな問題であると認識しております。休職や離職による学校運営や子供たちへの影響も懸念されますが、教職員自身にとっては生活や人生に関わる大きな問題であり、何かしらの改善策が急務であると認識しております。

そこでお伺いいたします。町内小中学校の教職員は定時に終業できているのか、町は教職員の残業時間を把握しているのか、就業状況を伺います。

町内小中学校の教職員数に不足がないのか、お伺いいたします。

現在過労や心労等で休職や離職をしている教職員はいるのかをお伺いいたします。

過労や心労等によって就業が困難にならないために実施している予防策的な対策と、就業が困難になった場合のフォロー体制は準備しているのか、お伺いいたします。

通常業務のほか、部活動の指導も教職員への負担増に関係していると察します。部活動の指導は業務に含まれているのか、含まれないのかをお伺いします。

町では、部活動の地域クラブへの移行についてどのように考えているのか、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、赤垣議員のご質問にお答えをします。

1点目の熊などの鳥獣被害対策についてであります。初めに鳥獣被害に対する町の対策内容及びこれまでの結果についてお答えいたします。鳥獣が出没した場合、まずは防災無線及び町公式ラインによる町民への周知、野辺地警察署との連携による出没箇所付近及び通学路等のパトロール実施など、被害防止活動を実施しております。特に通学路につきましては、小学生の登校時間に合わせ午前7時から午前8時まで、下校時には午後2時30分から午後4時頃まで、担当課2班と教育委員会1班の体制で数日間実施しております。

あわせて、野辺地町鳥獣被害対策実施隊である青森県猟友会横浜支部と現場確認の上、その状況に適した対応策を協議し、実行しているところであります。令和7年度の対応状況につきましては、鳥獣の目撃件数が約60件、パトロール及び出動件数が約90件であり、わなにつきましては随時設置をしているところであります。

今後も町民の安全、安心のため、鳥獣被害対策に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願ひいたします。

次に、狩猟免許を保有している町民と銃砲所持許可を受けている町民の人数についてであります。狩猟免許及び銃砲所持許可は個人が取得するものであり、許可権限が町にないことから把握することができず、ご回答いたしかねますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、猟友会の再結成に向けて検討する考えはあるかについてであります。先ほどの木戸議員への答弁と重複いたしますが、猟友会は狩猟者が主体となって立ち上げる組織でございます。このため、町といたしましては、狩猟免許取得費用の助成により狩猟者の人員増を図り、猟友会野辺地支部が設立しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。

次に、鳥獣の捕獲、駆除等に係る経費、それに携わった人に対する報酬についてであります。まず鳥獣の捕獲、駆除については、令和7年度より野辺地町有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱を制定しております。町の許可を得て有害鳥獣捕獲を行った者に対し、1頭羽当たり、ツキノワグマ1万6,000円、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ8,000円、カラス1,000円を交付することとしております。

また、活動に対する報酬につきましては、捕獲の有無にかかわらず、現地調査や追い払い等の鳥獣被害対策を行う野辺地町鳥獣被害対策実施隊に対し、野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、日額4,200円を支給することとしております。

続いて、2点目の町内のホタテ事業に対する町独自の支援策と、県や他町村との連携についてお

答えいたします。当町の養殖ホタテガイにつきましては、タイによる食害と夏場からの長引く高水温による稚貝のへい死によって、危機的状況にあります。

このような状況を受け、各関係機関と協議し、対策を検討しているところでありますが、現在町として支援しているものとして、1つ目に母貝確保対策として、漁協が行う地まきホタテ稚貝放流に係る経費への支援があります。昨年度は、交付決定額500万円に対し、稚貝や半成貝がへい死等により確保できず、放流数が減少したことから、実績額は104万円程度となっております。ホタテ養殖においては、親貝の確保が最も重要でありますので、少なからず事業実施ができたことは評価できるものと考えております。令和7年度も同額を当初予算に計上しておりますが、稚貝がへい死している中で稚貝を確保することは容易ではありません。しかしながら、陸奥湾内の各漁協が結束して融通し合うことで、地まきホタテが貴重な資源となり、今後のホタテ産業の再生に向けた足がかりとなることを期待しているところであります。

2つ目は、稚貝確保対策として、漁業者が行うホタテ採苗器等の作製に係る経費に対するの支援であります。令和6年度の実績は、570万円の予算に対して、1経営体10万円を上限に、17経営体へ98万7,000円の補助金を交付しております。今年度は、昨年度と同額の570万円を予算計上しておりますが、タイの食害以降に漁協から要望のあった中間育成への助成も対象に追加し、補助の上限額も1経営体10万円から30万円に増額し、補助率も2分の1から3分の2へ引き上げ、多くの稚貝を確保する目的で支援内容を拡充いたしました。その結果、11月末現在で34経営体から約430万円の申請があり、ホタテ養殖漁業者が希望を持って来年もホタテ養殖に取り組もうとする熱意の表れであると受け止めております。町としても、多くの稚貝確保につながることを期待しているところであります。

次に、県や他町村との連携についてであります。陸奥湾ホタテにつきましては、青森県総合戦略に基づき、陸奥湾漁業振興会が今年から湾内での稚貝融通体制を構築したところであり、陸奥湾全体でより多くの稚貝を確保することで、稚貝を十分に確保できなかった地域の漁業者へ効果的に流通されることが期待されております。

さらに、青森県知事が10月20日に青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例の発動を行ったことから、先般の町建設産業保健衛生常任委員会において、町からご説明申し上げましたとおり、県に追従して漁業者を支援するため、漁業災害経営資金利子補給費を令和8年度当初予算に計上する予定としております。

いずれにいたしましても、安定生産と成長産業化の実現により、生産者が希望を持ち、豊かさを実感できる持続的なホタテガイ産業となるよう、これからも県及び陸奥湾沿岸市町村と連携し、取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、3点目のコミュニティーバス運行の情報収集と調査研究の進捗と、雪道の歩行者支援に

ついてお答えいたします。初めに、コミュニティーバス運行の情報収集と調査研究の進捗についてですが、今年度を実施している情報収集及び調査といたしましては、まず行政職員の情報交換として、上十三の市町村及び青森県の職員が資料を持ち寄り、十和田市や三沢市からコミュニティーバス運行の知見やノウハウ、六戸町や東北町からはスクールバスの空き時間をコミュニティーバスとして運行する手法など、情報収集しております。また、バス事業者との個別協議では、下北交通及び十和田観光電鉄と主に国庫補助を受けて運行するバス路線の維持について協議しております。さらに、乗降調査として、下北交通の野辺地線について、野辺地駅停留所からむつ停留所までの調査を行っております。

こうした情報収集や調査は、現在も実施途中ではありますが、それらの結果を整理した上で、8月の総務常任委員会で報告しているとおり、令和8年度に野辺地町地域公共交通会議で協議を行い、当町の地域公共交通計画を作成していくこととしております。

次に、雪道の歩行者支援についてですが、現在歩道は、通学する子供たちのことを考え、7時30分までに除雪を終えるよう努めております。議員ご指摘の車椅子利用者やシルバーカートを利用している方々が無理なく歩道を利用するためには、融雪装置やアーケードの設置が考えられますが、町で歩道除雪している延長は13.3キロメートルあり、膨大な事業費が想定されることから、現実的には難しいと考えております。

続いて、4点目の災害時の避難所指定されていない町立体育館と指定されている小学校校舎についてお答えをします。初めに、町が指定しております避難所についてご説明いたします。町では、屋内避難所として町内8施設を指定しており、そのうち町有施設は7施設であります。残る1施設につきましては、県立野辺地高等学校体育館を災害時の施設使用に関する協定締結により避難所として指定させていただいているものであります。

議員ご質問の町立体育館が避難所に指定されていないことについてですが、その理由として、町立体育館の敷地の一部及び町立体育館前の県道が浸水想定区域に含まれており、避難時に被災することを避けるため、避難所指定から除外しているものであります。

なお、町立体育館前の県道野辺地・野辺地停車場線の浸水対策に関する要望等は行っておりませんが、この周辺が浸水しないよう、野辺地川や枇杷野川のしゅんせつを毎年県へ要望しております。

また、町立体育館は、維持補修等を継続しながら施設の延命化を図っている施設でありますので、現在のところ移転等については考えておりません。

次に、小学校の避難所指定について、まとめてお答えいたします。野辺地小学校が、耐力度調査の結果、基準を満たさないにもかかわらず避難所指定されていることについては、議員ご承知のとおり、野辺地小学校は、耐力度調査の結果、基準を満たさなかったことから、統合小学校新築事業として事業を進めているところであります。この耐力度調査は、建物の老朽化の程度を総合的に評

価するものであります。一方で、耐震診断は、地震に対する構造上の安全性を評価するものであり、当町の旧馬門小学校を含めた町内小学校施設につきましては、この診断により耐震補強工事を実施し、その基準は満たしております。老朽化している施設ではありますが、耐震補強工事によりその基準は満たされていると考えておりますので、避難所として指定しております。

続いて、5点目のご質問の小中学校教職員の現状と処遇改善については、教育長が答弁いたします。

私からは以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁。

○教育長（小野淳美君） 5点目の小中学校教職員の現状と処遇改善について、私からお答えいたします。

初めに、教職員の就業状況について、先ほどの村中議員へのご答弁と重複いたしますが、改めてお答えいたします。教職員の就業時間は、午前8時から午後4時30分までの1日7時間45分であります。勤務状況の把握については、各校のシステムで勤務時間を管理し、毎月学校から教育委員会に報告があります。子供たちが下校した後、翌日の授業や学校行事の準備、部活動などのため、定時に退勤することが難しい教職員もおります。

町教育委員会といたしましては、学校の働き方改革につながる取組として、これまで校務支援システムや保護者との連絡ツールであるテトルの導入などを行ってまいりました。引き続き、各学校が考える業務改善の取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、町内小中学校の教職員数の状況についてであります。野辺地小学校に20名、若葉小学校に20名、野辺地中学校に24名の教職員が配置されております。そのほか、町の取組として、教職員をサポートするスクールサポーター、外国語指導助手、ICT支援員、理科支援員といった会計年度任用職員を任用しております。

また、県費負担教職員の配置が不足している学校につきまして、若葉小学校においては英語を専門に教える専科指導の講師を含めて2名、野辺地中学校においては講師1名と初任者研修に係る非常勤講師が未配置となっております。

次に、過労や心労等で休職や離職をしている教職員に関するご質問ですが、休職や離職の主な理由として、精神的な健康問題や身体的な病気などの体調不良、業務上のストレスなどが考えられます。現在当町の教職員1名が療養に努めており、職場復帰を目指しているところです。

次に、過労や心労による就業への予防的対策とフォロー体制についてであります。町教育委員会では、健康障害防止対策実施要綱を制定しており、時間外や休日労働が月100時間を超える、もしくは連続した5か月間の月平均が80時間を超える場合、または月45時間を超え80時間以下の場合で、本人からの面接指導の申出があった教職員について、医師の面接指導の対象者とし、長時間労働

働による心身の健康障害を防止する取組を進めております。また、当町の学校は、教職員数の規模からストレスチェックの実施については努力義務となっておりますが、これを全教職員対象に行っており、メンタルヘルス不調のリスク低減に努めております。さらには、各学校において、町立学校職員安全衛生管理規程に基づき、労働安全衛生推進者を選任し、ニュースレターの作成など、職員間で心身の健康について考える取組も行われております。

フォロー体制といたしましては、医師によるカウンセリングやメンタルヘルスの研修の実施により、教職員自身が自己の健康状態を把握し、適切に対処ができるよう支援を行うとともに、業務量の分散や勤務時間を適切に管理することによって、教職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図ることが重要であります。教育現場における教職員が健康的で活力を持って職務を遂行できるよう、予防的対策とフォロー体制をより一層充実させてまいりたいと考えております。

次に、部活動の指導に関するご質問ですが、国の中央教育審議会答申では、「部活動の設置や運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には、学校の業務として行うこととなる」と示されております。学校においては、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動であることから部活動を行っているところであります。

最後に、中学校部活動の地域移行についてであります。少子化の進展により、部活動を従前と同様の体制で運営することが困難となっており、特に団体種目の部活動では存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思にかかわらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。

このため、国や県においては、中学校における休日の部活動の地域移行を進めるガイドラインや計画を策定し、令和7年度末までの地域移行を目指しておりましたが、指導者や活動場所の確保に加え、民間クラブの会費などの保護者負担といった懸念が噴出したことから、移行時期を令和13年度までに改め、名称も地域移行から地域展開に変更されたところです。

野辺地中学校では、現在運動部が8つ、文化部が3つの計11の部活動があり、一部の競技では既に地域クラブで活動している生徒もおります。

町教育委員会では、本年度、受皿となり得る団体と改めて意見交換を行い、活動状況を把握し、課題を整理した上で、本年度中に推進計画を策定いたします。計画では、令和8年度から13年度までに、休日または休日・平日の地域展開が可能な部活動から順次取組を進めていくこととし、具体的にはスポーツや文化活動を行っている野辺地中学校生徒を受け入れる団体への活動補助や、指導者資格取得に係る費用の支援、そして生活困窮世帯が資金面で地域クラブ活動への参加を断念する

ことがないようにするための支援制度について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君の再質問を許します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、熊の対策についてお伺いしたいと思います。

先ほどどういう取組をしているかということで、ラインや広報無線での情報発信ということでご答弁いただきました。それはいいのです。どこで熊が出たかというのを把握できるということは、すごく助かる情報だなと思っております。ただ、その後どうなったのか、捕獲されたのかどうかというところが、結果が分からないというところがちょっと安心につながらないなと思っておりますので、ぜひその辺りまで情報の発信というのをお願いできればなと思っております。

狩猟免許取得に向けた支援策、助成金等、野辺地町はかなり充実していると思っております。結構な項目において全額補助ということで、かなり手厚い補助があるということが調べた結果分かりました。ただ、それが町民の皆さんに周知されていない。狩猟免許を取るために費用がかかるという認識はあるのですが、それを全額町が補助してくれる、助成してくれるというところが知られていないことによって、免許取得に踏み出せない町民もいるのかなと思います。ぜひこれから狩猟免許取得に向けた周知活動というところをしっかりとっていただきたいと思いますが、これ検討いただけませんか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

啓発に関しましては、広報のへじにも載せておりますし、ホームページのほうにも載せております。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） もっともっと広い範囲に周知できるような何かしら策があればなと思います。人伝いで聞こえてくるというのも一つの方法かなと思いますので、私自身もこういうことを町は助成しているよというのを広めていきたいなと思っております。

木戸議員がおっしゃってました野辺地町に猟友会をもう一度ということ、私も全く同じ考えであります。狩猟免許取得者がどんどん増えて、様々な鳥獣被害等に対応できるような体制を取ればなと思っております。

猟友会に関しては、民間が主導でという答弁がありましたけれども、ここをやはり行政側が主導して、町民の生活、安全を守るということで、行政側が主導して猟友会の結成に向けた働きかけをしてほしいと思うのですが、これについていかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えを申し上げます。

基本的に猟友会は、危険動物を駆除する団体ではないのです。趣味の団体です。猟をしたい人たちが集まってやる団体で、こういった危険な熊が出たからと撃つ義務は全くなくて、お願いをされている団体です。一義的に私考えるのは、警察がやる事件だと私は思っておりますので、今やっと国が警察官もライフルを持って熊を撃てるような状況をつくっています。ですので、一般の町民がそんなにいっぱい猟銃を持って、そういう国は、私は何かあんまりいい国ではないような気がするのです、それは確かに趣味としてなされる。もちろん町の安全のためにやっていただくということは大変ありがたいことではございますが、それはそれとして、まずは第一義的に猟友会というものを国民の皆様きちっと理解をいただかないと、今みたいに猟友会、何で出てこないのだ、何で出てこないのだということになると、北海道の猟友会みたいに怒って、もう出ませんということになるのです。ですので、あれはあくまでも趣味の人たちの集まりで、それに対して行政からお願いをしている立場でございます。我々の子供の頃は、はっきり言えばお金持ちの遊びだったのです。お金持っていないと猟銃を持ったり、年に何回も警察に調べられたりとかということができないので、今でもやっぱり持てば、猟銃1丁何十万円もするということでございますので、そう容易ではないのです。ですので、もしそれが町でなくて、役場職員たちでできることがあるとすれば、かえってそっちのほうが私としては、少し考え方は多分法律が変わっていかないと無理ですけども、役場が猟銃を管理するとか、そういう形に多分なっていくのだろうと思います。一義的にはこれから少し警察力に期待はしたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 多くの町民が鉄砲を持つということは、あまりいい状況ではないというのは、私も町長と同じ気持ちであります。ただ、現実的なことを考えると、猟友会に頼らざるを得ないという現在の状況があります。これによって、町民の安心、安全が脅かされているということが現実的にあるわけです。野辺地町鳥獣被害対策実施隊というのが町にあると伺っておりますけれども、実施隊単独で動くにしても、やはり猟の経験というののがかなり、捕獲に対して経験が物を言うというところを伺っております。先ほど課長が答弁で話されたように、どこにわなをかければいいのかというのも、やっぱり猟友会の指導があって、適切な場所にわながかけられるということもあると聞いておりますので、猟友会はあくまでも鳥だったり獣だったりを捕って、売って、言い方が正しいか分かりませんが、楽しむ会が発端だと思いますが、現実的にそこに頼っているということもやっぱり目を向けなければならないのかなと思いますので、町にある被害対策実施隊と連携が取れるような形というのをもう少し発展していければと思いますので、ぜひ今後ともご検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、捕獲等に関する報酬、先ほど説明があった熊1頭1万6,000円とか、イノシシなどは8,000円などなどありました。要請があつて出動した場合には、日当として1日4,200円ということでありましたけれども、あくまでも趣味の団体である猟友会とは言いつつも、こちらからお願いして出動していただくのであれば、やはり猟友会の会員さんの処遇というところもしっかり考えてやらなければならないのかなと思っています。あくまでも趣味でやっていることに対して、町がお願いして動いてもらうわけですから、1日4,200円というのはあまりにも少ないのかなと感じたのですが、これを見直す考えはありませんか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

確かに金額は多いと言うことはできませんが、これに関しましては近隣町村等々を調べまして、実態に即した値にできればいいなというふうに思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 鳥獣被害に対して、これからも町民の安心、安全を守るような取組を期待するところであります。ありがとうございます。

次に、ホタテの事業に関してであります。様々県などでも対策をしている、それから野辺地町でも母貝の確保の支援等々、様々な支援を行って、実績を上げているということでもありますけれども、なかなか金銭面の支援だけでは、漁業者に対して生活を維持していくような形の支援だったり、仕事を維持するための支援というのはなされるかもしれませんが、ホタテがなくなってしまうと元も子もないというところは非常に懸念される部分だと思っています。先ほどの答弁では、漁協さんに期待する、漁協さんの動き方に期待するというような発言もございましたけれども、ここは近隣町村、あるいは県内の自治体同士がしっかりと連携して、その後に漁協さんを自治体が牽引していくような仕組みづくりというものは必要ではないのかなと思っています。漁協さんの話を聞くと、今存続自体がもう危ういような状況だということも伺っておりますので、ぜひそこは、町の特産物であるホタテを守るというところも前提として考えたときに、自治体が漁協を牽引していくという必要性があるのではないかなと思っていますので、まず自治体が連携してという、何かしら取組を野辺地町が主導で行っていくというような考えがあるのかないのか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

町が主導してというお話でございましたが、なかなかこれもまた難しい問題でございます。今陸奥湾漁業振興会のほうから青森県のほうに対して要望が出されております。刺し網等の許可の特例措置ということで、それを県のほうに要望しております。それから、親貝確保に向けた基金造成、それから区画漁業権の沖出しに対する要望、これに関しましては、野辺地町はここからここだよと

いうあれがあるのですけれども、野辺地町の場合、水深が30メートル程度なので、沖のほうに出せば、また水深が深くなって、稚貝を底に沈められるというメリットもございますので、その辺も今県のほうにはむつ市のほうで要望しております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） いずれにしても、町単独で様々な要望活動、県とか国に向けて要望活動するよりも、まとまった形で要望活動というのをするとある程度、力が大きいと言え言い方変ですけれども、効力が大きくなるのかなという気がしますので、そういったところを考えた上でも、やはり近隣の町村との連携等も含め、今後も検討いただきたいと思います。

ホタテ事業者の今後の見通しとして、ホタテ以外の品種への事業の移行等について、町は何かしら考えがあるのかお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

ホタテが今現在ちょっと取れないということでございますので、県のほうでもその代替といえますか、ちょっとお待ちください。すみません、お待たせいたしました。ムールガイなどの副業種の可能性もこれから県のほうで検討していきたいというふうなことで発表しております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 昨今広島でカキが取れないという話もあったみたいで、どこの自然も変わってきているのだろうなと思っています。今後漁業者等が様々な対策するのに対して、できる限りの支援というのをしていただいて、漁業者も守っていくという取組をぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

3つ目の質問のコミュニティーバスの運行、成功例、情報収集、調査研究の進捗と、歩道の歩行者支援について再質問させていただきたいと思いますが、まず歩道の確保、積雪時、もう雪降ってきましたけれども、朝除雪をして、子供たちが通学する時間には間に合わせるという対応をしているということですが、歩いて買物等に出かける方々というのは、朝早い時間ではなくて、お店などが開く時間に合わせて歩くわけです。そのときに、ある程度雪が多く降ってれば、せっかく除雪した後でもすぐ積もってしまうということで、せっかく除雪しても高齢者が歩く頃にはまた積もっていて、歩くのが困難だという状況が想定できると思います。

しかしながら、先ほど答弁にありましたアーケードをつけるとかロードヒーティング等の対策は、お金がかかり過ぎて、できる状況ではないというお話も聞きましたけれども、ごもっともだと思います。それをしなくてもできる対策というのが、私はコミュニティーバスだったり町民バスの運行ということだと思っています。除雪だけではなく、歩かなくてもいいようにする対策というところも一つあるのかなと思っています。

それも含めて、コミュニティーバス運行、様々情報収集したと思います。今も情報を集めている段階だということでありますけれども、しっかりと検討して、結果を出していただきたいと思いますが、その結果を出す時期というのはどれくらいを見込んでいらっしゃるのか、来年度会議を開くということですが、いつその結果が出るのか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

結果を出すには、地域公共交通会議のほうで交通計画を策定して、その計画に沿って切り替えていくときからになるかと思えます。その選択するのは、多分令和9年度などになってしまうかと思えます。ただ、これまでの情報収集の中で得られたこととしては、昨年度南部町のほうに行って、コミュニティーバスの研究をさせていただいています。そこでまず、結果として我々が今選ばなければならないものとして分かっているのは、運行主体となるところがしっかり見つからないと成功しないということをはっきり分かっています。なので、町でも検討して、移動需要が、例えば今のようにお買い物に行く方がいらっしゃるとか、通学に行く方がいるとか、病院に通う方、あるいは他の市に行く方がいるとか、その辺の移動需要をしっかり把握して、それぞれの移動需要をどの地域公共交通でカバーするかというのを決めて、そのカバーすると決めたことの担い手となるバス事業者かタクシー事業者がちゃんとあるのかということを見ると、それを選ぶという、そこが大事だと思っています。それが今までの調査結果です。まずそこまでは出ておりますので、9年度から切り替える、あるいは10年度から切替えになるかもしれませんが、そこで切り替えるときにしっかり選びたいと思っています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） まず、バス運行、タクシーもそうなのでしょうけれども、現在の状況を見ると、民間は営利目的で運行するわけですから、1人、2人バスに乗せても経営は成り立たないというのがもう現状として分かっていることだと思います。赤字路線撤退というところももう見えているのかなという危惧があります。そこにやはり入り込めるのは、行政、公共団体というところなのかなと思います。

運営主体をどうするかという話でありますけれども、これは民間に委託しても、ほぼ受け入れられないのではないのかなと思っています。一方で、大手スーパー等が運行している無料のバスは、結構な人が乗っているということが現実的に見えています。必要なところに、目的地に確実に無料で行けるということが大きなメリットなのかなと思っています。路線バスに比べても、ややきめ細やかなルート設定というところもあります。そういった面で、使いたい方は少なからずいるということをしかりと把握して、まずどうやったら運行できるのか、運行できない理由を並べるよりも、どうやったら運行できるのかというところを取り組んでいただければなと思っています。バス

ルートだったりダイヤの改正だけでは解決に至らないというのは、これまでも、何年もかけて経験していると思いますので、別なことを考えなければならないのかなと思います。

中型バスやマイクロバスを使うのではなくて、救急車とかに使われているようなハイエースとか、そういった10人乗り程度の車であれば、中型免許、大型免許がなくても運転できるということで、普通免許で運転できる車両を町民バスとして運行すれば、運転手の確保というのも容易にできるのかなと思いますので、そういったところも検討材料として入れていただければと思います。

次、災害時の避難所指定の件であります。体育館は、浸水区域にあることから避難所指定されていないと、しかしながら移転の計画はないということで、やはり多くの町民が避難できる大きな、小学校、中学校の体育館よりも大きな体育館というのは必要不可欠ではないのかなと私的には思っておりますので、ぜひそういったところも町の安全対策ということで検討する必要があると思います。今後検討をよろしくお願いします。

野辺地小学校は、耐力度調査の結果、基準値に満たない建物であるにもかかわらず、現在も避難所として指定されていると。新しく建て替えるまでの間、使い続けるという考えなのかもしれませんが、野辺地小学校が耐力度基準を満たしていないというのであれば、同年度に建てた若葉小学校も同様の状況ではないのかなと思っています。今後安心して避難所として使うのであれば、そういった若葉小学校校舎、旧馬門小学校校舎等の調査も必要になるのかなと思います。安心して暮らせるまちづくりというのをしっかりと目指していただきたいと思います。要望だけになってしまうのですけれども。

次、教員の現状と処遇についてであります。先ほど様々就業実態を伺ったのですけれども、実際問題として、16時半までの就業時間ということですが、そこから部活動というのは始まるわけです。その部分というのが、部活動の顧問は職務命令かどうかというところが大きな問題点になると思うのですが、野辺地町の場合、部活動の顧問をやるというのは職務命令なのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもございましたが、学校の部活動をやる、やらないというのは学校長の判断ということになりますが、先ほどもあったとおり、部活動の活動の意義を考えて学校長が部活動を学校で行うということですので、職務になります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そこには、要は残業手当等が発生するのかなと思いますけれども、しっかりとその辺も対応をお願いしたいと思います。

時間外労働というところが先生方の大きな課題になっていると思いますけれども、実態としてサービス残業というのはあるのかないのか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 教育長、答弁してください。

○教育長（小野淳美君） サービス残業というお話ですけれども、時間外勤務の報告を受けておりますので、その時間をお伝えしたいと思います。令和7年度はまだ途中ですので、令和6年度の結果をお話ししますと、小学校は、先ほど申し上げた中で、ちょっと時間がないので飛ばしますけれども、年間360時間以上は11名です。それから、中学校は、360時間以上は17名ということです。でも、年間360時間ということを経験して見ていただければ、これを月で割って、1日で割れば、そんなにいっぱいというわけではありません。平均してしまうとそういう形になります。部活によっては、やっぱり一生懸命やっているところは長くなるという、そういった現状はあるかもしれませんが、ならせばこのぐらいです。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。時間です。

○11番（赤垣義憲君） 報告された時間がそれぐらいということで、要はサービス残業というのは報告できない部分ということなのでお伺いしたのですが、そういったところもしっかりと見て、先生方の処遇改善というところをしっかりと改善して行ってほしいなと思います。

いずれにしても、住みよいまちづくりというのは、町の、行政側の最大の役目でありますので…  
…

○議長（岡山義廣君） 時間を超過していますので、まとめてください。

○11番（赤垣義憲君） これからも安全、安心なまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） これで11番、赤垣義憲君の一般質問を終わります。

暫時休憩、1時半から再開します。

休憩（午後 零時00分）

---

再開（午後 1時30分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

10番、大湊敏行君の登壇を許します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 皆様、お疲れさまです。10番、大湊敏行です。これから一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、第6次まちづくり総合計画後期基本計画について。町の最上位計画であるまちづくり総合計画は、今年度、前期5か年を終え、来年度から後期の5か年になります。当初予算書に記載された事業内容から、町は昨年度から後期基本計画の策定に着手しているものと理解しています。

9月定例会で私は、前期基本計画の内部評価について質疑させていただきました。令和3年度か

ら12年度までの10年間の構想のうち、前期基本計画では108の主要な施策と228の取組が定められています。これらの検証を行わずに、後期基本計画の策定は考えられません。前期計画の評価を公表した上で、後期計画への関連性を明確にし、町全体で取り組める意義のある計画にする必要があると考えます。この点について、町はどのように対応される予定か伺います。

2つ目、野辺地高等学校の魅力づくりについて。青森県では、今年度10月、令和10年度以降の県立高等学校教育改革に向けた青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を取りまとめ、現在は実施計画の策定段階にあります。本方針では、現行の地域校制度を廃止し、地域等と一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校を新たに配置することが示されています。野辺地高等学校は、地域共育校に位置づけられ、令和8年度から活性化に向けた実施計画を公表し、新たに地域協議会を設置することになります。

今年度、野辺地高等学校は、学校運営協議会を設け、学校運営に地域の声を反映させる学校づくりに取り組んでいます。また、町では、各種資格取得費や制服購入費及び通学費用の補助を行うとともに、当該高校の学校だよりを広報紙に掲載することも新たに始めました。

地域共育校となる当該高校に対し、来年度以降の町の果たすべき役割は一層重要になります。町としてどのような具体的取組を進め、魅力のある学校をつくっていくお考えであるのか伺います。

3つ目、新築予定の児童館と既存の児童館について。令和10年度供用を目指し、計画を進めている統合小学校新築事業には、校舎と隣接する児童館の建設も含まれています。新築される児童館は、放課後児童クラブ棟との記載があることから、従来の児童館機能と放課後児童クラブ機能を併せ持つ施設にすることと理解しています。その場合、両者にはそれぞれ異なる運営規則があるため、同一施設内での運営には規則の見直しが必要ではないかと考えます。

さらに、既存の児童館施設は年間4,700人ほどの利用実績がありますが、新たな児童館が建設された後の既存施設の活用をどのように考えておられるのか、町の見解を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、大湊議員のご質問にお答えします。

1点目の第6次まちづくり総合計画後期基本計画に関するご質問ではありますが、前期基本計画に掲げた主要な施策及び取組の評価については、昨日、12月3日の議会全員協議会において、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略と併せた形で、進捗確認調査結果報告書により報告させていただいたところであり、この報告書での評価結果に、一般の町民アンケート及び中学生アンケートの分析を加えて、関連性を持って後期基本計画の主要な項目を設定しているところであり、

なお、前期基本計画の評価であります進捗確認調査結果報告書及びアンケート結果については、来週、12月8日から行うパブリックコメントの開始時期を目途に町のホームページで公表すること

としておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、2点目の野辺地高等学校の魅力づくりについてお答えします。青森県教育委員会では、令和10年度以降の県立高等学校教育改革の推進に向けた青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を本年10月に策定いたしました。基本方針では、各校の魅力づくり、各学科の魅力づくり、学校配置の3つの柱を掲げ、魅力ある高等学校づくりに取り組むこととしております。

中でも、3つ目の柱である学校配置においては、入学定員に満たない一部の県立学校に適用している地域校制度を廃止し、代わりに地域一体となって学校の活性化に取り組む地域共育校を定め、現在の地域校4校に野辺地高校を加えた5校を地域共育校としております。具体的には、令和8年度に県や学校、地元自治体関係者で構成する地域協議会を設置し、学級減や募集停止を含めた学校の在り方を検討していくこととなります。

さらに、県では、学校配置や学校の魅力づくりに向けた方策などを示す前期実施計画の策定に向け、県内各地区での地区懇談会の開催や学校の在り方地区検討委員会を設置いたしました。先般開催された上北地区の検討委員会には、町から私と教育長が出席し、上北地区の高校の在り方について意見を述べてきたところであります。

また、野辺地高校では、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みの学校運営協議会を本年度から設置し、地域との連携、協働による学校運営に取り組み始めております。教育長も委員に委嘱されており、これまで4回の協議会が開催され、地域とともにある学校づくりや魅力発信の方法などの意見を出し合い、PRセンターにポスターを掲示するなど、既にできることから実践していると伺っております。

そして、町の支援策である制服購入費補助では、野辺地中学校から入学した生徒全員に購入費を補助し、その他の各種資格取得費や通学費用補助についても十分に活用されている状況にあります。昨年度は、町の支援策が公表された時点で既に高校入試が終了しておりましたので、本年度より野辺地高校において、学校選択の魅力の一つとしてPR活動に努めていただいております。今後その効果が期待されるところであります。

最後に、地域共育校となる野辺地高校に対し、町としてどのような具体的な取組を進め、魅力ある学校づくりを支援していくのかとのお質問であります。先ほど申し上げましたとおり、地域協議会での検討や学校が主体となった学校運営協議会の取組が既に始まっております。この取組への参画により、町の意見をしっかりお伝えするとともに、現在進めております町の支援策の効果検証や学校との情報交換を通じて、要望等を吸い上げてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、創立100周年記念式典を無事に終え、さらなる一步を踏み出しておりますので、町といたしましても子供たちの学びと成長を支える環境づくりに、これまで以上に力を注いでまいりたいと考えております。

続いて、3点目の新築予定の児童館と既存の児童館についてお答えします。議員ご指摘のとおり、新築予定の児童館は、児童館機能と放課後児童クラブ機能を併せ持つ複合機能施設として設置する予定としております。

児童館と放課後児童クラブは、いずれも子供の放課後の居場所ではありますが、利用目的や対象年齢、利用条件に違いがあります。児童館はゼロ歳から18歳までの子供が遊びを通して交流できる場であるのに対し、放課後児童クラブは保護者が就労等により日中家庭にいない小学生を対象として、遊びや生活の場を提供することを目的としております。両者は、それぞれ異なる国の指針等を基に運営しておりますが、遊びを通じた健全育成を支援するという両者共通の目的があるなど、機能的には密接な関係にあります。今後両者の同一施設内での運営に向けて検討してまいりますが、児童や保護者にとって利便性のよい運営にしたいと考えております。

また、新築する児童館の1日当たりの利用見込み者数は、児童館機能で15人、放課後児童クラブ機能では60人の合わせて75人ほどを想定しております。

児童館新築後の既存の児童館の利用につきましては、今後公共施設の総合的な管理の観点から検討してまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の再質問を許可します。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、まちづくり総合計画のことなのですが、昨日全員協議会が開かれまして、この進捗確認調査結果報告書を当日配付されました。事前の全協資料には、これは同封されていないと、当日配付ということであったのですけれども、これはどうして当日配付になったのか。初めは配付する予定はなかったのか、どういう経緯だったのでしょうか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

当初は、最初にお送りした資料の、多分資料2の10番にこれが概要版として報告されてあったので、総括的な点数がついたところを説明していこうと考えておりました。その中で、今回の一般質問の通告もあって、いろいろ全協での説明を考えたときに、きっと掘り下げてお尋ねされることもあろうかと思いました。それで、やがてホームページ公表されるし、紙として印刷するよりはと思っておりましたが、当日会議の場がないとやっぱり議論が深まらないのではないかと、当日追加配付することにいたしました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ちょっと当日配付ということで、目を通す時間がなくて残念だったのですけれども、私、内部評価の質問を多くやるのですが、それはなぜかということをお話ししたいので

すが、まず税金の使い道や事業の効果を明らかにすることで町民の信頼を高める効果があると、それから行政活動に見える化して、町民が納得できる政策運営につなげる、町民、行政、議会が共有することによって熟議が可能となり、そのことで住民参加を促進することができる、そういう思いで事務事業評価等の公表を何度も質問させていただきました。今回、当日ではございましたが、今までにない詳しい報告書、評価書が出たので、とても評価しております。今後も事務事業評価などについて、積極的に公表するというお考えはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

今つくっている後期計画についてのことになりますけれども、昨日説明した中で、前期計画、指標が少なく、こういう評価を出すときにちょっと課題があるというお話を、実際評価書としてはこの一冊にまとまっていますけれども、会議の中で議論されて、おおむねこれはうまくいったよねというものは会議の中では共有されているのですが、こういうふうな資料として項目まとめたものにはできなかったという課題が見つかったので、後期計画では指標をたくさん、数値的なものをたくさん上げて、それに対してどういうふうに進捗したのか、もうちょっと多くやるべきだねという議論になりました。もちろんその結果については、それを公表して、もっと多くの項目について点数化して、見える化して、公表していきたいと考えてのことです。ご理解をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この進捗確認調査結果報告書なのですが、この中に町としての強みと弱みをしっかりと表記されておりまして、この強みを伸ばし、弱みを克服する取組を後期計画で示すことが大切ではないかと思っております。

この中の一つで、広聴活動の充実という施策がありますけれども、これは評価根拠の中で、意見箱やホームページで意見を吸い上げ、対応しているが、周知されているのかどうか不明のため、達成度はBとするという評価根拠が書かれています。町の弱みとして、意見箱の利用が少ないという弱みを書かれています。そして、後期計画では、意見の反映状況をホームページに公開し、行政参加の成果を確認できるようにするというふうな施策・取組を取り組むと記載されておりますが、ここが駄目だからこう直していくという政策の連続性が確認でき、とてもいい取組になるのではないかと思っております。残念ながら、意見箱の明記がなかったのがちょっと残念なのですが、こういうふうなところがよくなかったからこうしますという説明を私たちが聞くことによって、本当に納得できる気持ちになります。そして、それによって、自分たちもまちづくりに参加しよう、そういう気持ちになるのではないかと思っております。

1つちょっと確認したいことがあります。広域行政の推進のところで、前期計画では取組の中で、

一部事務組合を含む広域行政の必要性について町民への啓発を図ると記載しております。しかしながら、9月定例会の一般質問、私の一般質問の中で、通告書による町の答弁では、「一部事務組合に対する住民への周知について、一義的には組合議会及びその議員の果たすべき役割である」というふうに答弁されております。これは、この2つを比べたときに、少し矛盾しているのではないかと思います。この点に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

前期の計画でそのような書きぶりになったのは、一部事務組合を初めて知ったようなところに、定住自立圏そのほかの広域の行政の取組のことを含めて書いておりました。なので、定住自立圏でこれもやったほうがいいよねとか、あるいは施設が、近隣に同じような例えば体育施設が2つあるとかを、1つ大きいのを広域で持って、それを使ったらいいよねというような意見について、もう少し住民のほうにもという意味で書かせていただいたのですが、前回の議会の質問もありましたけれども、これらは一部事務組合に対しての関与の誤解が生まれるのではないかということで、後期計画のときには反省して、そこの書きぶりを大分変えてあります。なので、確かに今ご指摘のように、前期の書きぶりではそのような誤解があったと思いますが、我々としては違う広域的な取組を含めての文章だったと言い訳をさせていただきます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） もう一つ、同じ広域行政の推進なのですが、後期計画の指標として、一部事務組合の負担金の経常収支比率の類似団体との差を指標に上げております。9月定例会の一般質問での通告書の答弁では、「一部事務組合事業に関することは、組合議会で議論されるべきものである」と答弁いただいております。この点に関してちょっと矛盾があるのではないか。今回後期計画で指標として載せるということは、一部事務組合に関することも当町議会で全く議論しないということは当てはまらないのではないか、そう考えておりますが、その点に関してはどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

今の後期計画での指標に一部事務組合負担金の類似団体との比率の比較というか、そちらにさせていただきました。これは、あくまでも町のほうの財政指標を見るときに目標として掲げるだけに限ろうというもので、決して組合議会の権限に関与するようなものではないのですが、これら経常収支比率を下げるために、地方債の発行の仕方とか、いろいろ組合のほうで決めていきますけれども、そういった協議の場の在り方、町のほうでの取組、こういうふうな計画にこの数字を上げていますよというものを示すだけでも、少し理解をいただきたい。ただ、権限にまでは及ぼう

とは思っておりませんので、お願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 少し私の考えを述べたいと思います。私は、全国の地方議員らで構成されておりますローカル・マニフェスト推進連盟の会員となっております。そこでは、地方政策や議会改革の勉強会に参加し、多くの学びを得ています。先進議会では、執行部から提出された事業評価を基に決算審議を行い、その結果を次の予算審議に反映させ、さらに次の決算審議へとつなげることで、議会としての政策サイクルを回しています。当事者である先輩議員からは、「初めのうちはほんの僅かな事業評価の公表だったけれども、10年をかけてようやく今のような、ある程度満足していく数の事業評価の公表に至った」と話されておりました。

さて、当町議会も、同じように執行部の事業評価の公表をさらに促し、執行部と議会双方が町民の信頼を獲得し、町民福祉のさらなる増進に向けた実質審議を繰り広げられるようにしたいと思っております。町としては、議会に対し、事業評価、事務事業評価を、少しずつでもいいのです、公表する前向きな気持ちはありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

後期計画では、より数値もいろいろ設定していくわけですし、これを細かく、できるだけ小まめに公表していきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 2つ目の質問に移ります。

まず、野辺地高校で設置、組織されました学校運営協議会、コミュニティ・スクールの目的と、今回県から示されております地域協議会の目的が、とても同じ、重複しているところがあります。この2つの会をどのように組み合わせ、位置づけをし、今後の野辺地高校の魅力づくりを進めていくお考えであるのかお答えください。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） お答えいたします。

まず、CS、学校運営協議会と、県が置く地域協議会ですか、は全く別物ですので、ちょっとそれを組み合わせて位置づけるかとおっしゃっても、学校運営協議会のほうは野辺地高校が設置しているもので、その目的といっても、申し訳ないのですが、ちょっと手持ちの資料がございませんので、時間をいただければ、私も委員ですので、資料をお持ちしてお答えすることはできます。ただ、町が県がこれからつくる地域協議会とという部分は、地域協議会自体がどんなことをしていくのか、全くまだ何にも決まっていません、地域共育校という名前だけは発表されておりますけれども。その後それぞれの学校に置くといったその協議会に関しては、全く不透明で、存じないというところ

です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 10月16日の地区懇談会、私も地域住民としてちょっと参加させていただきまして、そのときに地域協議会というのを来年やるけれども、自分の地元やるけれども、何か青写真のような、こんな会であるべきだなというような予定はありますかという質問をしたところ、やっぱり教育長言われたように、全くないというお答えをいただきました。

学習指導要領は最低守らなければいけないということで、それを私も勉強しているのですけれども、まず卒業を認める単位の話をちょっとしたいと思います。学校教育法上では、74単位以上の取得で卒業が認められておりますが、指導要領には90単位を標準と書かれています。野辺地高校も90単位だと認識しておりますが、今国では次期学習指導要領に向けた検討を進めておりまして、単位制度の柔軟化、それから社会に開かれた教育課程を次に、それを進めていきたいというようなものがあります。私の個人的な考えなのですが、卒業認定を今の90単位から74単位ぎりぎりに下げ、その分地域社会の参画の機会を増やしてはどうか。そして、野辺地高校生が野辺地町、地域に、どんどん地域活動に参加して、一緒になって野辺地高校を盛り上げていく、そういうようなことを考えているのですけれども、その点に関してどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 卒業単位が74単位というところは指導要領上にあるとおりで、それを卒業単位、それが最低ラインということで決まっておりますが、あとは各校で決めておるものです。ですので、90というのは、単純に計算していただければ、1日6時間の授業を週5日間やると、六五、三十で、3年間で90、7時間とぶら下げている学校等もありますので、そうなればもっと多いという学校等もございます。それをでは私どもが、町の教育委員会がそれを74にしたらどうかとかというところは私たちの裁量ではないと思います。思いますというか、そうです。私たちが決められることではありません。それで、卒業単位を決めるのも、学校によっては学校の規定がありますので、学則がありますので、その学則に全て何単位というところはあるので、それが74というふうな学校もあるかもしれませんけれども、それは本当に各学校で決めているもので、ちょっと野辺地高校の部分は持っておりませんで、詳細お話しできないというところですよ。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 来年度からすぐに地域協議会というのを立ち上げなければいけません。時間がとれないという状況です。現状、今町としては、この地域協議会をどのような組織とするか、メンバー等含め、どういうふうな協議会を組織しようという考えであるのか、計画は進められておりますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） 先ほど申し上げたように、地域協議会を立ち上げるのは県教育委員会です。私どものほうは全く知らされておられません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） そうしますと、町が関わるというのは、県がどういう形にするかというのを示さなければ、町は何も動くことはできないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） ちょっと意味が、すみません、分からなかったのですが、地域協議会に関してということでしょうか。ちょっと意味が分からない。もう一度、すみません、お願いします。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 来年度から組織しなければいけないということなのだけでも、教育長の答弁では、まず県が地域協議会を立ち上げなければいけないというふうに私受け止めたのです。その中で、町が先頭を切って、野辺地町の魅力づくりはこういうふうにしたいというような働きかけを先にもうできないものか。県からの指示がなければ、その先進めないのかというところをお伺いしたいです。

○議長（岡山義廣君） 教育長。

○教育長（小野淳美君） できないのではなくて、組織を多分示されて、それからこういったことについて協議してほしいと。それぞれ地域共育校が持っている課題は別ですので、それぞれでまた示されていくのだと、私はそう思っております。そして、それを待たずして町ができるかというところ、ちょっと私はまだそこまでは考えておりませんでした。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 分かりました。野辺地高校の問題は、とても町にとっては重要な、野辺地高校の存続は町の存続でもあるというふうに私は思っておりますが、現在野辺地高校の魅力化推進事業費補助金というのを教育費から出して、予算計上しておりますが、野辺地高校や野辺地高校生に対する施策というのを、県立高校に対する施策を町の予算で行うという、教育費の中で行うというのはどうなのかなというふうにちょっと思ったりもしております。他の自治体では、教育費ではなくて、まちづくりのほうのということで、総務費になると思うのですが、そちらのほうから、予算を計上しているところもあるのですけれども、私も野辺地高校に関する問題は、町が、教育部局だけではなくて、町長部局がまちづくりの一環として進める施策であるのではないかと考えております。そういうことから考えると、少し予算の計上の仕方を変えて、町長部局と教育委員会部局と一緒に、共に野辺地高校の存続のために本気でやるのだということを町内外に発信すべきではないかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えを申し上げます。

確かに今おっしゃられたとおりだと私も思います。今野辺地高校について、当町の教育長が答弁したのは、はっきり言って、これは間違っております。これは、県の施策として多分間違っているのだと思います。町は、県立高校について一言もしゃべる権利も何もないです、基本的に。それは今までそうでした。あれは私が町会議員になったとき、県立高校に行っても、ここ県立高校だから、野辺地の町会議員さん来ても、何にも私たちはお答えする必要もないし、あなたたちの言うことを聞く必要もないというのが県立高校の態度でした。ところが、ある日突然、今のように地域校ができてみたり、今年は野辺地西高校が野辺地から撤退するというのを県は聞きつけて、多分地域共育校というものに入れるために、違う制度をつくったのだらうと私は思っております。

それで、では県はどうするのかということで、今議員もそうだと思います、私もそうですが、協議会とか何とかがいっぱいあります。私はこの間、何とか協議会に行ってきたつもりが、学校の在り方地区検討委員会というのに初めて出席させてもらって、行ってきました。また来月か再来月あるらしいのですが、何を話しているかという、私はそのとき言おうと思ったのですが、できれば今皆様方おっしゃっていることは違う会議で話ししてから、我々が出た会議で話してもらいたいという程度の中身でした。私がそこで申し上げたのは、はっきり申し上げると、野辺地高校は10年間のうちに校長先生が8人も替わっていますよと、こんなことをやっている県が野辺地高校に何とかしろと言っても無理ではないかという話を私は申し上げました。そのとき来ていた責任者、教育次長でした。次長さんが答弁できませんでした、自分も1年しか野辺地高校にいなかったから。そういうことです。ですので、もう少し真面目に高校というものに取り組んでもらいたいと県には強く申し上げてまいりました。困れば町に、市に投げてきました、今まで。みんなのところ、お金いっぱい、予算を使いました。青森市は、浪岡高校に寮をつくると何とかとかいっぱい計画を立てたけれども、浪岡高校はなくなってしまったのです。そういうことで、もう少し真面目に教育というものに取り組んでもらえないと、市町村をただ振り回すだけになるのではないかということです。その苦言は、私は委員会で申し上げさせていただきまし、来月、再来月ある委員会でも同じスタンスで申し上げたいと思っています。今日は新聞記者が来ているので、ちょっとあんまり、言いにくいことでございました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私は、今回地域協議会で、募集停止まで含めた学校の在り方を検討するというのが地域協議会だというものを読みまして、これ逆に、前向きに考えます。逆に私たちの意見を県に届けることができるのではないかというふうに前向きに捉え、野辺地高校の存続に向けて一生懸命知恵を絞り、要望していきたい。その要望するチャンスが巡ってきたのではないかとプラス

思考で考えております。

一般財団法人の地域活性化センターという組織がまとめております高校魅力化プロジェクトに取り組む学校・地方公共団体の調査事例の記述には、こう書いてあります。高校の魅力づくりのよしあしを決めるのは、地域の特性を生かしているかどうか、また高校と行政と地域を結びつけるキーマンを育成することができるかどうか、この2点であるというふうに記載されております。もう野辺地町、時間がない。町の最重要課題として、野辺地高校の存続に関しては対応していくと受け止めたいのですけれども、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、最重要課題だとは思っております。ただ、それを県がどうやって受け止めるかということはまた別の問題ですので、押しかけていっても、我々、野辺地高校存続のために一生懸命取り組みますよということを、全町挙げて知恵を絞っていきたい。今までやったことで果たして残るかという、これちょっと難しいかも分からないので、皆さん、いろんな方から話を聞いて、とにかく何をやれば生徒は増えるのだということも、第一義は生徒を増やすことですので、そのためには何をすればいいかということをもみんなで知恵を出し合って、とにかく1クラスつくるのだという勢いでやっていきたいと思っております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 私も頑張ります。

3つ目の質問に移ります。答弁では、児童館15人、放課後児童クラブで60人、75人を予定しているという答弁でありました。現在計画中の図面を見ますと、新しく造る児童館の収容人数は72人ではないかと思えます。4つぐらい部屋を分けておりましたけれども、それ全部足すと72だと認識しているのですが、これはこの中で75人を受け入れるというお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

この72人は、今ちょっと図面をお示しできないので、お話だけでは分かりにくいかもしれませんが、放課後児童クラブ室が4つありまして、それを合計すると72人、そのほかに活動スペース、運動場ですとか、あと玄関に入ってすぐのところ、みんなの森という多目的ホールがございまして、そこでは図書を読んだり、談話したりと、そういったスペースがありますので、それらも合わせて対応するような形で考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 第3期の子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査を見ました。子供を見てもらえる親族、知人いずれもいない、6歳から8歳は15%、9歳から11歳は10.2%でした。

さらに、昨日全協で受け取った前期基本計画の報告書の中でも、町の弱みとして、執行部自らが認めていることでもあります。この子供を見てもらえる親族、知人いずれもない、現在小学校1年生から3年生までを放課後児童クラブの対象としておりますが、4年生以上、小学校6年生までを対象にすることもこの機会に検討すべきではないかと思っておりますが、検討される余地はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

議員から今お話あったように、放課後児童クラブは小学校1年生から3年生までの低学年を対象としております。それで、様々なアンケートなどから、やはり4年生以上の放課後児童クラブ受入れも必要かと考えておりますので、今後様々なニーズ調査をした上で、実施を検討したいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それと、子ども・子育て支援事業計画には、1つ前の実績として、放課後児童クラブの令和5年度の見込み数93人に対して、実績は121人と30人増えておりました。それと比較しますと、今回の計画では令和10年度の見込み人数は77人としております。同じように考えれば、実績はもう少し増えるのではないのでしょうか。今の児童館、私はちょっと小さいのではないかと思っております。放課後児童クラブを、場合によっては新築する小学校の校舎内で運営する、そういうことも選択の一つとして検討する余地はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

新児童館に利用希望者が多くて対応できないのではないかというお話ですが、今実際に放課後児童クラブを利用されている児童が大体1日平均80人ほどいらっしゃいます。そして、今の児童数から、令和10年度になりますと児童の数が減少しますので、その減少率を考えれば、令和10年度には60人ほどの利用者になるのではないかと考えております。それから多少増えたとしても、先ほどお話ししたように、放課後児童クラブ室以外での対応も可能と考えておりますので、現時点では校舎内での放課後児童クラブですとか、そういうことは検討しておりません。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今年の4月に児童館のガイドラインが改正されております。その中で、設置運営要綱との整合性をチェックしなさいということで、私注目するのは、中高生世代が実際に利用可能な環境づくりに努めること、オンラインやSNSを活用した相談や交流等も検討すること、市町村における居場所づくりコーディネーター配置に対する財政的支援実施を行っているか、運営協議会における子供の参画については積極的に検討してくださいというふうにガイドラインには書

いてあります。児童館は、社会参画の機会を提供する場所であり、ゼロ歳から18歳までを対象とすることで、子供の成長を継続的に見守ることができる場所として積極的に事業を展開してほしいとあります。

私がここで提案したいのは、子供の居場所づくりにおいて、児童館の果たす役割は大きいです。そして、中学生や高校生世代の活躍の場、支援の場として、この児童館をぜひ大いに活用してほしい。野辺地高校生に協力をお願いし、野辺地高校生と地域が深く関わっていけるような取組になるよう、町が主導していくこともとてもいい試みではないかと思っておりますが、この点に関してどうお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

ただいま議員からご案内のありましたことに関しては、児童の健全育成上、やはり大事であると考えておりますので、他町村等の事例を参考にしながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 目黒区では、児童館と放課後児童クラブ両者を同じ建物内で運営しているところがあります。ここでは、両者の指針を、それぞれの指針を1つにまとめ、子供はもちろん、そこで働く職員にも混乱させずに運用できる体制を整えています。ぜひ野辺地町も、2つ、今例規、規則で決めておりますけれども、それぞれありますけれども、1つの指針をぜひまとめてほしいと思っています。

最後に、そうしますと既存の児童館は今後どういうふうを考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 既存の児童館の活用につきましては、現在まだ決まっておりませんので、今後検討いたしまして、有意義にといいますか、運用していきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） なるべく早急に検討していただいて、ただ置いていてもお金がかかるだけです。スクラップ・アンド・ビルドを思い切ってやることも私は必要ではないかと思っております。よろしく申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君の一般質問を終わります。

8番、中谷謙一君の登壇を許可します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 8番、中谷謙一です。一般質問をさせていただきます。質問事項は2つで

す。

1つ目、働く保護者を支える病児・病後児保育体制の整備について。共働き世代の増加により、子供の病気時に保護者が仕事を休めない状況が増えています。町として、幼児・病後児保育の整備や支援体制をどのように考えているのかを伺います。

近年共働き家庭の増加や独り親家庭の就労拡大により、子供が病気になった際に、保護者が安心して働き続けられる環境づくりが重要になっています。しかし、町内には病児保育施設が整っておらず、保護者が仕事を休まざるを得ないケースも少なくありません。青森県内では、既に複数の市町村が医療機関や保育施設と連携し、病児・病後児保育事業を実施しています。こうした取組は、野辺地町の子育て支援の充実にもつながると考えます。

そこで、お伺いします。野辺地町における病児・病後児保育事業の現状と課題をどのように認識しているか。

1つ、今後どのように病児保育の導入、または近隣自治体との連携を進めていく考えがあるか。

1つ、病児保育を利用できない家庭に対し、代替的な支援策は検討しているか。

上記対策、支援策は、子育てと就労の両立、町の人口減少対策にも直結する重要な課題です。まずは実現可能な形からで構いませんので、医療機関との協議、近隣町村との連携を積極的に進め、保護者が安心して子育てできる環境整備を早期に進めていただけないか伺います。

2つ目、総務省より公表された令和6年度ふるさと納税に係る収支状況において、野辺地町は県内4市町村の赤字自治体の一つになりました。本来ふるさと納税は、自主財源確保、地域活性化、特産品のPR等に寄与する制度ですが、収支が赤字という結果は返礼品コストや事務委託費に対する寄附額が見合っていない可能性を示すものだと考えます。

野辺地町では、寄附額が県内最下位であることも課題として挙げられており、今回の赤字という結果は、返礼品構成、プロモーション戦略、制度運用の在り方を根本から見直す必要性を示していると考えます。そこで、以下について伺います。

令和6年度ふるさと納税収支が赤字となった主な要因をどのように分析しているのか。

返礼品経費、事務委託費など、どの部分が特に負担となっているのか、要因を具体的に。

今回の赤字を踏まえ、返礼品構成、価格設定など、運用上の課題をどのように捉えるか。

黒字自治体と比較した際の弱点、不足点を町としてどう評価しているか。

黒字化に向け、返礼品の見直し、新規開発など、どのような具体策を検討しているか。

事業者との連携強化、返礼品品質など、地域経済の活性化と両立した施策検討はあるか。

黒字化に向けて、寄附額、返礼率など数値目標をどのように設定し直すのか。

今回の赤字という結果は、町の返礼品戦略や制度運用全体を見直す必要性を示す重要な指標だと考えます。ふるさと納税は、適切に運営できれば、町の財源強化だけでなく、地域産業の振興にも

つながる制度であるため、分析、改善の両面からの積極的な取組を期待します。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） それでは、中谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の働く保護者を支える病児・病後児保育体制の整備についてであります。病児・病後児保育は、病院や診療所、保育所等に付設された専用スペースで、常駐の看護師や保育士によって保育するものです。また、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する訪問型もございます。

県内で病児・病後児保育を実施している自治体は、病児保育が6市13施設、病後児保育が16市町村23施設となっております。

当町の実施状況であります。以前町内保育所に病児・病後児保育の施設について相談したところ、町内に常勤の小児科医が不在であること、看護師の確保、専用スペース不足などの問題から実現には至っておりません。

今後町内保育所や医療機関と引き続き協議を行い、課題解決に努めてまいります。あわせて、平成25年に関係市町村と連携し策定した上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンにより、病児・病後児保育が圏域全体で広域利用が可能となっておりますので、その周知と活用促進を図ってまいります。

また、病児保育を利用できない家庭に対する代替的な支援策につきましては、今後検討してまいります。候補の一つとして、保護者の自宅へ看護師等が訪問し、一時的に保育を行う訪問型の病児・病後児保育が考えられますが、県内での事例がございませんので、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、共働き家庭の仕事と子育ての両立を支えるためには、病児・病後児保育体制の整備が必要であると考えており、実現に向けて検討を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

続いて、2点目の令和6年度ふるさと納税収支赤字4位の現状での分析と改善方法についてであります。本題に入る前に2点ほどご説明をさせていただきます。まず、1点目であります。総務省より公表された収支状況とのことではありますが、総務省が公表しているのは受入額の実績等や住民税控除額の実績等であり、これらのデータを基に報道機関が収支について独自に算出し、黒字、赤字という表現をしているものと認識しております。

具体的には、寄附受入額から返礼品等の調達、送付費用を差し引き、報道機関が使用する言葉を借りれば、寄附によってほかの自治体に流出した住民税の額をさらに差し引き、一方で税収が流出した分の75%は国が地方交付税で補填する措置を加味して算出されております。極めて簡略化した言い方をいたしますと、野辺地町外の方が野辺地町へ寄附した関連額と野辺地町民がほかの自治体

に寄附した関連額を比較して、黒字や赤字という表現を用いているようです。

最近の傾向として、町民がほかの自治体に寄附する額が年々増加しており、仮に今年度の寄附額が前年度と同額であれば、数十万円の黒字になります。しかしながら、町民の自由意思に基づく他自治体への寄附を抑制するようなことは望ましくないと考えております。

次に、2点目であります。収支が赤字という結果は、返礼品コストや事務委託費に対する寄附額が見合っていない可能性を示すところのご指摘について、見合っていないの意味をはかりかねますが、総務省の告示に基づき、寄附金の募集費用総額が寄附金の5割を超えてはならないという基準が設けられていることから、返礼品を含む募集費用総額が寄附金を上回ることはなく、実際には5割以下で運営されているため、赤字にはならないことをご理解いただきたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。さきの9月定例会での一般質問、また先週の議員全員協議会において、現状報告や今後の取組についてご説明させていただきました。返礼品の充実や寄附額の拡大は、参加事業者のご協力や寄附者の理解を得ながら進める必要があります、一朝一夕に劇的な成果が表れるものではありません。それでも、立ち止まることなく、必要な取組を着実に進めているところでありますので、引き続き皆様のご協力とご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） 中谷君の再質問を許可します。

8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） まず、病児保育に関してですが、どうしても……

○議長（岡山義廣君） 中谷君、マイクを上手に使ってください。

○8番（中谷謙一君） 病児保育に関してですが、まず一番どうしてもネックになるのが人材確保、それから施設の確保ということで考えると、やはり町内に小児科が、小児科医がないということが一番のネックになると思うのですが、それを踏まえて、今後病児保育を実施していこうというお考えが町のほうにあるかどうかお伺いいたします。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

答弁でもありましたように、共働き世帯にやはり病児・病後児保育は必要だと考えておりますので、町内の医療機関であるとか保育所などとは協議を今後も継続して、実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） まず、一度に病後児保育を行うということが難しいのであれば、近隣自治体との連携とか、そのほかに病後児保育の段階から、段階を踏まえながら、病児保育のほうに進め

ていくような方法もあると思いますが、その辺は今後どのようにお考えなのですか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） まず初めに、近隣市町村とのそういった病児・病後児保育の施設の活用ということで、上北郡内で病児・病後児保育をやっている施設については野辺地町民も利用可能となっておりますので、そういった部分を周知していきたいと考えております。

それから、実現に向けて段階を踏んでというお話がありましたので、できることからまずやって、町内と言えば、非常勤ですけれども、小児科医がいるのは野辺地病院でありますので、まずは野辺地病院と今後も協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。まず、近隣自治体との連携ということ考えた場合、そちらまで、受入れが町外であるということをお考えますと、どうしてもそこに子供を連れていくとなると、保護者が一時的に仕事を休まなければならないような状態になるというのは、ちょっと本末転倒ではないかなと思うのです。できれば町内にそういった施設を早急に造っていただきたいと思うのですが、町内に造るといようなお考えはどうですか、ございますか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 現時点の考えでは、新たに施設を造るといのはなかなかハードルが高いのかなと思いますので、やはり既存の保育所、それから医療機関、そこで実施に向けて考えていくのがいいのかなと考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 現在も検討はされているのでしょうか、それとも今後検討するということでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 以前にも検討したことはありましたが、なかなか施設側からい返事がいただけなかったということで、今後も検討は続けてまいります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ぜひ調査や協議を着実に進めていただいて、将来的に町内でも安心して利用できる病児保育の施設、取組を整えていただくように要望いたします。お願いいたします。

続いて、ふるさと納税に関してですが、新聞の計算方式を今取り上げていただきましたが、これからいくと野辺地町は8万6,427円のマイナスということで出るので。寄附受入額から返礼品に係る費用を引いて、あとふるさと納税の町民税控除額の75%は国から返ってくるということで、25%がマイナスになるということで、これを引いた実際の収支がマイナスになると。これに関して、これは計算式が間違っているということですか、それともやり方によってはプラスになるということ

ですか、その辺ちょっと、町長の説明、私も理解できないので、お願いします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

まず、野辺地町外の方が野辺地町に寄附してくださるのですが、それは寄附金受入額ということで、令和6年度は、報道にありますとおり438万円ぐらいになってございます。それから、寄附を受け入れるためにかかった経費というのがございます。こちらの内訳は、返礼品そのものですか、あとポータルサイトへの委託料、それから事務に携わっている職員の人件費などがございます。こちらの経費が新聞記事では約178万円となってございます。まず、一旦ここで差引きしますと、寄附金額から経費を引いた残りが約260万円になっているかと思います。一方で、野辺地町民が町外の自治体に寄附した場合、これは町にとって税金の減になります。この金額が1,074万円になってございます。このうち、地方交付税で75%補填されます。その75%分が805万円になってございます。これは、町から見れば収入ということになります。ですので、町から出ていくお金とすれば1,074万円、補填される金額が805万円、差引きしますとマイナスの269万円になろうかと思います。これが税金で見た場合のマイナスです。寄附金額は260万円のプラスで、税金はマイナス269万円のマイナスですので、差引きしますと8万円ぐらいのマイナスということになります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それでは、マイナスで解釈してよろしいですね。

同じ新聞の記事にもありますけれども、三沢市が2024年はマイナスになっているのですが、今年はまだ9月の時点で、8月から新しい返礼品を用意したら、1回の寄附額が3倍ぐらいになったという新聞記事があります。何を新しく入れたのかなと思って問合せしましたら、青森屋の宿泊券を用意したそうなのです。そういったように、すぐ対処したら、それなりにまた結果が変わってくると思うのですが、野辺地町はどういった対応をされていますか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

町のほうでは、事業者さんに対して、ふるさと納税制度に参加しませんかというご案内は広報を通じて、今年度に入ってから2回ほど掲載させていただいておりますが、ちょっと問合せ自体もないような状況ですので、これからは、例えば今プロジェクトチーム、職員のを発足させておりますので、そのメンバーたちによって、あるいは担当課によって個別の事業所に、制度を知らない方ももしかすればいらっしゃるかもしれませんし、そういう宿泊施設でもなり得るのだということの制度も併せて案内していかなければ、細かいところまで足を運ぶ必要があるのかなというふうに思います。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 私もぜひ町のほうで積極的に返礼品の発掘とか、そういったことをやっていただきたいと思うのですけれども、野辺地町として、野辺地町独自の返礼品としてはどのようなものをお考えなのですか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（高山幸人君） 今現在考えておりますのは、幾つかのお菓子を1つにセットにしたものを今返礼品として提供していますけれども、1万円以下の返礼品の価格帯を設けるために、例えばばらにして、それぞれ個別の返礼品として設定するとか、あと物だけではなくて、サービスを取り入れた返礼品、例えばこかぶの収穫体験ですとか、そういうものを、宿泊、収穫、あとこかぶの食事会みたいな、そういう一連の体験みたいなものも返礼品として考えてみたいなという考えを持っております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） ありがとうございます。私のような素人の考えでは、まず一番先に頭に浮かぶのが、こかぶとかホタテになるのです。お菓子は、野辺地独自のお菓子ですよという、そういうアピールポイント、何かあるのですか、お菓子に関しては。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お菓子に関しましては、もともと野辺地町に老舗としてございますお菓子屋さんが提供しているお菓子ですとか、アピールポイントになるのかなというふうに考えております。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） それは、地元の人がお店を知っているからアピールポイントになるのであって、町外の方は、そのお店がどういうお店か分からなければ、アピールポイントとしてはちょっと弱いのではないかなと思いますけれども、そういったことも考えていただければいいと思います。

ホタテに関しては、この状態ですと全く返礼品として扱えるほどの数量もないのではないかなと思うのですけれども、ホタテの加工品としてはホタッピー商店がやっているグラタンとか、そういったものが返礼品の中には今現在載っているのですけれども、それではちょっと弱いので、もう少し返礼品自体にアピール度がある、強い、野辺地町として独自の返礼品であるということを様々考えて、新しい返礼品をこれからどんどん発掘していただきたいと思います。私としては、これは要望として、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡山義廣君） これで、8番、中谷謙一君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時48分）